取 扱 注 意

# 児童相談所における性的虐待対応ガイドライン

## 2011 年版

# 附録 １． ２． 参考資料

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））
「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究（研究代表者 柳沢正義）」

児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究 （研究分担者 山本恒雄）
性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究 （研究分担者 （故）庄司順一）

# 児童相談所における性的虐待対応ガイドライン　2011 年版　附録

## 目次

附録　1．司法手続きにおける子どもの供述（p.2）

附録　2．司法面接の特徴と NICHD プロトコル（p.6）

参考資料:

- 子どもから性暴力被害の告白を聴くときの留意点（p.14）
- 子どもからの告白が無い性暴力被害の疑いと通告（p.21）
- 保護者への一時保護の告知面接における人員配置(参考例)（p.23）
- 性的虐待・家庭内性暴力における非加害保護者への支援（p.26）
- 性的虐待・家庭内性暴力の加害者との対応（p.28）
- 一時保護されたことについての子どもの気持（p.30）
- 被害(事実)確認面接の必要性　なぜ被害確認面接をしなければならないか（p.33）
- forensic interview の日本での呼称と今後の対応体制（p.37）

  法的被害確認面接の日本における今後の展望（p.39）

  子どもの性的虐待・家庭内性暴力被害初期対応の将来（p.40）

  24 時間体制の性暴力救援センター・大阪　SACHICO（p.41）

  性暴力被害者のためのワンストップセンター　ハートフル・あいち（p.41）
- 児童相談所の性的虐待事例での初期対応の流れ模式図（p.42）

**附録　1.**

# 司法手続における子どもの供述

横浜合同法律事務所　関守麻紀子

附録 1.

## 司法手続における子どもの供述

横浜合同法律事務所　関守麻紀子

（1）子どもの供述が証拠として用いられる司法手続としては、刑事手続（刑事裁判で加害者に刑罰を科す手続）、家事、人事手続（児童福祉法28条に基づく施設入所の承認、親権者変更、保護者の離婚、など）、民事手続（被害者による加害者に対する損害賠償請求、など）がある。

これらのうち、児童相談所が行い、あるいは、関与する手続は、刑事手続及び児童福祉法28条に基づく施設入所承認審判申立の手続である。

ア　刑事手続における供述

①　被害発覚、告訴・告発

告訴、告発をするために、被害を聴き取ることが必要である。

被害者である子どもの供述を書面にして証拠として提出することもある。

②　捜査（警察、検察）

警察官、検察官がそれぞれ事情を聴き、供述調書を作成する。

③　刑事裁判

捜査段階で作成された供述調書を裁判の証拠として用いることができないとき、被害者が裁判の法廷で証言する必要がある。

イ　28条承認審判申立手続

家庭裁判所に審判の申立をする前提として、虐待事実を正確に把握しておく必要があるし、虐待事実を立証するため子どもが述べたことを書面にして証拠として提出する必要がある場合もある。

（2）証拠に基づく事実の認定

裁判では、証拠に基づいて事実を認定し（何があったか、何が真実かを判断する）、認定された事実に対して法を適用することにより、法効果が生じる。

（3）刑事手続～厳格な証明

刑事手続は、被告人に対して刑罰を科する手続なので、厳格な手続が求められている。

有罪無罪の判断には、厳格な証明が要求され、訴追する側（検察官）は、合理的な疑いを差し挟む余地がない程度にまで立証する責任を負う。被害者の供述（証言）もそれに耐えられるもの（合理的な疑いを差し挟む余地がないもの）でなくてはならない。

家事手続、民事手続における証明の程度は、刑事手続におけるよりは、緩やかである。

（4）性被害における被害者の供述の重要性

性虐待は、人目のつかない所で行われるため目撃者がなく、物的な証拠も乏しいことから、被害の事実を証明するために、被害者自身の供述が唯一、あるいは、極めて重要な証拠である。

2　証拠としての価値

（1）供述が証拠としての価値を持つためには、①証拠能力があること、②証明力があること、が必要である。

（2）証拠能力

供述に証拠能力が認められなければ、そもそも裁判において証拠にすることができず、したがって、その供述に基づいて事実を認定することもできない。

例えば、年少者や精神病者などの供述は、証拠能力が問題になりうる。供述する者が、自分が体験した事実を認識し、記憶し、記憶したことを供述する能力を著しく欠くときは、証拠能力が否定されることがありうる。

もっとも、その子どもにとって、異常であり、かつ、単純な事実の経験については、年少の子どもであっても、

体験した事実を認識し、記憶した過程は正確性を認めやすいと考えられている。裁判では、4歳程度の年齢の子どもに証言能力を認めた例がある。

児童相談所が関与する場合、その子どもに自分が体験した事実を認識し記憶し供述する能力があることは、例えば心理判定、精神科医による診断などにより明らかにすることが可能である。

（3）証明力

ア 供述に証拠能力が認められても、次に、その供述はどの程度信用できるか、証拠としての信用性が問題になる。信用性が低い証拠は、事実を認定するための根拠とはされないからである。

イ 供述を証拠とすることの問題

人の供述を証拠にしようとする場合、すなわち、人の記憶に残ったことを証拠にしようとする場合、供述者が、自らが体験した事実を正確に供述していると判断されれば、その供述は信用できると評価される（供述の内容が事実であると判断される）。

ところが、一般的に、人は、自分に起きている出来事を客観的に正確に認識しているとは限らないし、出来事が終了した後、出来事を正確に記憶し続けることができるとは限らないし、さらに、過去の出来事を他人に説明する時、それを聞いた誰もが同じように理解できるような正確な表現をできるとも限らない（人の知覚、記憶、表現の各過程には誤りが混入する危険がある）。

そこで、刑事裁判では、供述者が自らが体験したとして出来事を語る供述に誤りが混入していないかどうかを吟味するために、供述者本人を公判廷に出廷させるのが原則である。公判廷で、供述者に真実を述べる旨の宣誓をさせ、嘘を言えば偽証罪に問われることがあることを告げた上で、裁判官の前で、証人として尋問し、供述する際の態度、状況も観察し、さらに、その者の供述により不利益を受けることになる側からの反対尋問にもさらすことによって、供述者が述べることに誤りが混入していないかどうかを見極めるのが原則である。

捜査段階での供述調書を証拠として提出することにより供述者の公判廷での証言に代えることができるのは、例外として許される場合だけである（被告人が犯行事実を認め、法廷で証人尋問する権利を放棄した場合。法律上は例外であるが、実際の裁判では、被告人が犯行事実を認めるため、証人尋問まではしないことが多い。）。

（4）供述・証言の内容が信用できるか否かの判断の要素

供述者が自らが体験した事実を正確に供述しているか否かを判断するためには、客観的証拠や他者の供述との不一致がないか、供述が変遷していないか、という観点から、記憶（供述）を細部にわたって確認する。

具体的には、次のような観点から信用性があるかどうかを評価することになる。

① 供述が一貫しているかどうか。一貫せず変遷している場合は、その変遷が合理的かどうか。

供述が信用できると評価するためには、被害が発覚した段階での供述、捜査段階での供述（警察官に対する供述、検察官に対する供述、刑事裁判の公判廷での供述（証言）が、一貫していることが必要である。

一人の人が複数回供述し、それぞれの供述の内容が食い違っていたら、その供述のいずれかが、あるいは、全てが嘘もしくは誤りであると評価されることになる。

そのため、児童相談所が子どもから事情を聴取する際の記録も、第1段階の供述として、重要な意味を持つ。

児童相談所で話したことと捜査段階で話すことが違えば、そもそも子どもの供述が信用できないとして、立件することが難しくなることも考えられる。

児童相談所で話したことが曖昧、抽象的であったにも関わらず、捜査段階での供述が詳細になっていると、何らかの暗示を与えられたのではないか、との疑いが生じる。

もっとも、供述が一貫していなくても、一貫せずに変遷していることに合理的な説明がつく場合は、その範囲で信用性を維持できることもある。

例えば、児童相談所では明確に話しているが、捜査段階では曖昧な供述になっている場合、そもそも児童相談所で話したことは嘘であり、捜査段階では警察官・検察官に対しては嘘をつき通すことができないため、曖昧な供述になった、と判断されることがありうる。他方で、児童相談所で話したことこそが事実であり、その後の供述が曖昧になっているのは、時間の経過とともに記憶が薄れたために過ぎない、と評価されることもありえよう。

② 供述が客観的事実や他者の供述と合致しているか、矛盾しているか。

例えば、子どもが「○月△日に被害に遭った」旨述べたが、その日、加害者は出張で不在であったことが他の証拠から確認されているというような場合、客観的事実に合致しない供述になる。

③ 供述の内容が、具体的、詳細、自然、合理的であるかどうか。

具体的に述べることができれば、「実際に体験したことを述べている」との評価につながる。

④ 供述の根拠は何か。

例えば、被害に遭ったのは「○月△日だった」と述べた場合、その日であったたと記憶している理由が「被害に遭ったのは運動会の日だったから」との説明がされれば、根拠がある供述であると言える。

⑤ 嘘をついたり、事実を隠したり動機があるかどうか。

他人の関心を惹くために、あるいは、自己に不都合な事実を隠すための言い訳として、被害を申告しているのではないかどうか。

反対に、事実を隠してはいないかどうか。

（5）年少者の供述の特徴

供述者が年少者であるとき、上記のような一般的な信用性の問題に加えて、さらに以下のような特徴があることが指摘されている。

① 知覚、記憶、表現の能力が未発達、未成熟であること。

特に幼児の場合は、記憶の喪失、希釈が早い。

経験した順序に従って供述しているのか、事後に得た情報を加えて修正が入った内容を供述しているのか、判別しにくい。

語彙不足により、表現が曖昧になる。言葉の意味を理解していないで使用することもある。

② 暗示を受けたり、誘導されたりしやすい。

以上に加え、「証言ないし記憶への固執、空想的作話傾向、近親者等への迎合、虚言への抑制動悸の弱さなどが挙げられる」との指摘がある（山室惠「刑事尋問技術」）。

年少者の供述に向けられる以上のような疑いを払拭するためには、被害を受けた後、可能な限り早い時点において、自発的、かつ、子ども本人の言葉、表現により供述させ、その内容を正確に保存しておく必要がある。また、子どもが自発的に語っていることを明らかにするためには、供述態度も記録することが望ましく、そのためには録音、ビデオ撮影が有効である。

3 被害確認面接の現行の刑事裁判制度の下での利用方法

（1）刑事手続

ア 被害直後の記憶を、子ども本人が自発的に、かつ、子ども本人の言葉で語り、その供述を筆記、ビデオ録画などの方法により客観的に保存できたとしても、その記録のみを証拠として手続を進めることはほぼ不可能である。捜査段階、検察段階でそれぞれ事情を聴取される。さらに、被告人が公訴事実を否認したり、証拠を争えば、被害者である子どもが法廷で証言することが必要になる。

とはいえ、被害直後の記憶が正確に保存されていれば、証拠としての価値は高く（信用性が高い。）、その後の事情聴取に資する。

イ 刑事裁判は具体的な犯行事実を審理する手続であるから、訴追側は、犯行が具体的に特定されていることが必要であり、「日時、場所、犯行の態様」を具体的に示さなければならない。そのため、警察官・検察

官による事情聴取では、これらの事項について、詳しく事情を聴かれることになる。この点を正確にするため、事情聴取が多数回に及ぶこともある。

被害確認面接の際、これらの事項について、正確に聴き取ることができていれば、捜査段階での事情聴取が容易になり、子どもの負担を軽減させることにもなるものと思われる。

（2）家事手続等

家事・人訴手続、民事手続であれば、厳格な証明が要求されないため、さらに証拠としての価値は高くなる。そのため、被害確認面接を実施する意味は大きい。

参考文献「児童虐待　その現況と刑事法的介入」林弘正（成文堂）
「刑事尋問技術」山室恵（ぎょうせい）

附録 2.

# 司法面接の特徴とNICHDプロトコル

北海道大学大学院文学研究科　仲真紀子

附録 2.

## 司法面接の特徴と NICHD プロトコル

北海道大学大学院文学研究科　仲真紀子

### 1. 司法面接の必要性

一般に，子どもは大人に出来事を記憶し，保持する力が低い。また，大人に比べ，他者からの情報を受け入れ，自身の記憶と混同してしまう傾向性（被暗示性）が高い。したがって，体験について尋ねる際は，できるだけ初期に誘導のかからない方法で聴取し，録音，録画しておくことが望ましい。そのために考案されたのが司法面接であり，アメリカ，イギリス，イスラエル，カナダ，ドイツなどに加え（アルドリッジ・ウッド，2004；ボーグほか，2003；英国内務省，2007；法と心理学会，2005；Poole & Lamb, 1998; Lamb, et al. 2007；仲，2001a，2001b，2009），韓国，ノルウエーなどでも，司法面接が子どもの被害者・目撃者から情報を得るための標準的な方法となっている。

この面接法は「特定の出来事」，「事実」を聞き取る事に焦点を当てている。そのため，臨床的な面接とは明確に異なる。最初は「冷たく」「事務的」に感じられるかもしれないが，そのような中立でたんたんとした態度で臨むことが重要である（表 1 を参照のこと）。

また，特定の事実を明らかにしようとする場合と，家庭環境や生活上の問題，人間関係や意向などについて聞く場合とでは，面接で尋ねることがらの焦点が異なる可能性もある。しかし，どのようなケースであっても，「オープンな誘いかけ」で問いかけ，子どもに多くを語らせる本プロトコルの方法は，面接者からの誘導，情報提供を最小限に維持し，客観性ある報告を得るのに役立つと思われる。

**表 1：司法面接とカウンセリングの違い（APSAC による資料を参考にした）**

| 項目 | 司法面接 | カウンセリング，一般の面接 |
|---|---|---|
| 目的 | 事実確認，調査，捜査 | カウンセリング |
| 時間 | できるだけ初期に | 被面接者の準備ができたときに |
| 面接室 | 暖かいが，簡素。おもちゃ等のディストラクター（注意をそらすもの）がない | 暖かく，心をなごませる。おもちゃなども可。 |
| 面接者 | 司法面接の訓練を受けた人。心理司，福祉司 | カウンセラー，臨床心理士 |
| 面接者に必要な背景知識 | 認知心理学，発達心理学（記憶，言語，知覚の発達），福祉，法 | 臨床心理学，福祉 |
| 面接者と被面接者の関係性 | 暖かいが，中立，たんたんと | 親密で，時に濃厚，受容的 |
| 面接者の声，姿勢 | 中立，たんたんと，姿勢を変えずに行う | トーンを合わせる，身をのりだすことも |
| 面接者の表情 | 中立，たんたんと | 親密，受容的，共感的，感情を表出することも |
| 面接者のうなずき | しない | 大きくうなずくもこともある |
| 面接の方法 | 手続きが決まっている | 自由度が高い |
| 質問や言葉かけ | 情報を与えない，誘導しない，オープン質問を主体に，プロトコルで決められた質問を用いる | 情報提供や誘導も可能，子どもの言葉を代弁したり，話しかけたり，好ましい方に誘導することも |
| 扱う情報 | 事実が重要 | 主観的な体験が重要 |
| ファンタジー | 扱わない。事実のみに焦点化 | ファンタジーも受け入れる。「ふり」や「つもり」を取り入れることも |
| ドール，フィギュア，おもちゃ，箱庭等 | 使用しない | 使用することもある |
| イメージ | イメージではなく，事実が重要 | イメージも重要 |
| 面接回数 | 原則として 1 回 | 数回～多数回 |
| 記録方法 | 面接をすべて録画，録音 | 面接終了後，筆記するのでも可。 |
| 報告書 | 書き起こし資料，事件があった可能性の査定 | 簡潔な報告書の場合もある。心が傷ついているかどうかの査定 |

### 2. 司法面接の概要

司法面接では，体験をできるだけ初期に，誘導のかからない方法（オープン質問や WH 質問）で一度だけ聴取し，録画する。そうすることで正確な情報を確保するとともに，子どもが何度も面接を受けなくてもすむように図る。一般に，司法面接は(1)導入，すなわち約束事の提示，ラポール（話しやすい関係）の形成，およ

びエピソード記憶（過去の出来事）を思い出す練習（エピソード記憶の訓練），(2)自由報告（本題に移行し，出来事について自由報告を求める），(3)質問（追加の情報を得る），(4)クロージング（終了の手続き）から成る。以下に，標準的な手続きを述べる。

**(1)−1. 導入：約束事**

ここでは，カメラの紹介を行い，面接での約束事を示す。この約束事をグラウンドルールともいう。グラウンドルールとは「『野球場』ごとに定められたルール」の意味である。約束事には以下のようなものが含まれる。

① この面接は録画します。それは，私があなたのお話を忘れないように。また，あなたが何度もお話ししなくてもよいようにするためです。この面接は，他の人が見ることもあります。
② 知らないことがあれば知らない，分からないことがあれば分からないと言ってください。
③ 本当にあったことを話してください。
④ 私が間違ったことを言ったら，訂正してください。
⑤ 私はそこにいなかったので，どんなことがあったのかわかりません。どんなことでも，あったことをお話ししてください。

**(1)−2. 導入：ラポールの形成とエピソード記憶の訓練**

被面接者となる子どもの日常生活や，好きなことを話してもらうことで，話しやすい関係（ラポール）を築く。また，過去の出来事（エピソード記憶）を思い出す練習を行う。 例えばその日にあったことなどを詳細に話してもらい，子どもに出来事を自発的に報告することに馴れてもらう。こういった活動を通し，子どもの言語能力の査定も行い，また，（面接者ではなく）子どもが話すのだということも理解してもらう。

**(2)自由報告**

本題となる出来事について，「はじめから終わりまで全部お話しして」「それから？」等，中立で，かつ回答の幅に制約を設けない質問（オープン質問という）により情報を得る。

**(3)質問**

自由報告だけでは十分な情報が得られない場合，質問を行う。できるだけ子どもが述べた情報を手がかりとし（すなわち面接者の側から情報を提供することなく），オープン質問（「さっき〇〇って言っていたけれど，そのことについてもっとお話しして」「他には？」等）や WH 質問（「いつ，誰，どこ，なに」）を用いて質問を行う。「～しましたか」や「A ですか，B ですか」などの選択式の質問（クローズ質問という）はできるだけ避ける。

**(4)クロージング（終了の手続き）**

子どもから得られた情報を，子どもの言葉を用いてまとめ，確認する。また，謝意を伝え，子どもの気持ちが暗くならないように気をつけながら終了する。なお，(4)質問から(5)クロージングに進む前に，ブレイク（休憩）をとり，聞き残した事柄がないかバックスタッフ（面接を観察している関係者）に確認をとることが多い。

**3. NICHD ガイドライン**

司法面接の種類は多く，英国のフェイズドアプローチ，ドイツの構造面接，カナダのステップワイズ面接などが有名である。しかし，多くの実証的評価が行われているのは国立子どもの健康および発達研究所（National Institute of Childe Health and Human Development）による NICHD ガイドライン（NICHD プロトコルとも呼ばれる）であるだろう（Lamb et al., 2007）。アメリカ，イスラエル，ノルウエー等の警察で用

いられ，4 万件以上もの面接データにもとづく，様々な分析が試みられている。例えば，以下のような研究を挙げることができる。

**(1)NICHD プロトコルはより情報を引き出す(Orbach, et al., 2000)**

プロトコルを用いた面接(以下，プロトコル面接)55 件と，用いていない非プロトコル面接 50 件を比較した。両群とも，子どもの年齢，虐待の種類，加害者のタイプは同等とした。プロトコル面接では，面接者はより多くのオープン質問を行っていること，オープン質問では他の質問よりも，より多くの詳細情報が得られることが示された。

**(2)NICHD プロトコルは開示を促す(Sternbeg, et al., 2001)**

50 人の面接官が行った，プロトコル導入前の面接(非プロトコル面接)と導入後の面接(プロトコル面接)を比較した。非プロトコル面接に比べ，プロトコル面接ではオープン質問がより多く用いられていること，プロトコル面接はより組織化されており，家族に関する情報などが，より多く得られていること等が示された。また，オープン質問に対する開示の率は，プロトコル面接では 89%であったのに対し，非プロトコル面接では 36%であった(オープン質問に対する開示の方がより正確であるとされる)。なお，被面接者の半数は 4-6 歳であったが，オープン質問により得られた情報には年齢差はなかった。

**(3)プロトコル面接における質問の効果(Lamb, et al., 2003)**

性虐待を受けたとされる 130 人子ども(4-8 歳)にプロトコル面接を行った。「活動」に関するオープン質問(「触られた」ことについてお話しして)は，時間や出来事その他に関するオープン質問よりも効果的であった。得られる情報量は年齢が高いほど多いが，オープン質問に対する詳細情報の割合についてはほとんど年齢差がなく，4 歳では 43%，6-7 歳では 48%，8 歳では 57%であった。

**(4)プロトコルは査定を容易にする(Hershkowitz, et al., 2007)**

42 人のイスラエルの熟練した面接官が，以下の 24 の面接について，虐待が実際にあったと思われる可能性を評定した。24 の面接のうち 12 件はプロトコル面接であり，残り 12 件は非プロトコル面接であった。また，それぞれ 12 件のうち半数(6 件)は，外部資料(医学的証拠，被疑者の自白，目撃者証言等)にもとづき，実際に虐待があった可能性の高い面接であり，残り 6 件は可能性の低い面接であった(つまり，プロトコル面接で「蓋然性が高い」面接が 6 件，「蓋然性が低い」面接が 6 件，非プロトコル面接で「蓋然性が高い」面接が 6 件，「蓋然性が低い」面接が 6 件である)。これらの面接について，面接官が面接の内容だけを見て，虐待があったと思われる可能性を評定した。その結果，プロトコル面接では，面接官による評定の 60%が正確であり，特に外部資料により「蓋然性が高い」とされた面接では 95%，「蓋然性が低い」とされた面接では 24%が正確であった。一方，非プロトコル面接では，正確な判断は 29%であり，外部資料により「蓋然性が高い」とされた面接での判断の正確性は 38%，「慨然性が低い」とされた面接では 12%であった。

この他，NICHD プロトコルについては多くの研究がなされており，開示の率，面接官の性別の影響，CBCA(Criteria-Based-Content Analysis：基準にもとづく内容分析)等について，様々な分析が行われている。これらの研究はプロトコル面接と非プロトコル面接に量的，質的差異があることを示している。

## 4. NICHD ガイドラインの概要

2 において，一般的な司法面接について述べた。NICHD プロトコルも類似の手続きを踏襲しているが，その特徴として，面接者が用いることのできる質問を定め，原則として，面接者はこの文言通りに発話することを求めている。近年では，面接の目的や状況は異なることから，「プロトコル」を「ガイドライン」と呼ぶよう

にもなり，「文言通り」という原則は緩和されている。しかし，面接法の訓練にあたっては，できるだけ本来の形で練習を行い，適切な質問の形式を習得することが望ましい。

以下，NICHD ガイドラインにおける面接の過程と，そこで用いられる質問の種類について述べ，その上で，これらの質問が実質的な面接場面でどのように用いられるかを述べる。

### 4−1. 手続き

NICHD のガイドラインは，以下の手続きを含む。

**(1)導入**

自己紹介，カメラの紹介を行い，グラウンドルールを示す。グラウンドルールは，①本当のことを言う，②分からなければ分からないという，③知らなければ知らない，④面接者による誤りを言ったら正す，の 4 種類を行う。

**(2)ラポールの形成**

好きなこと（好きな食べ物，TV 番号等ではなく，好きな「活動」）を尋ねる。出来事を尋ねるには，活動について話してもらう事が重要だからである。

**(3)エピソード記憶の訓練**

2 つの過去の出来事（数日〜数週間前の出来事と，昨日または今日の出来事）を思いだしてもらう。この練習を行うことで，過去の出来事を自発的に報告することに慣れてもらう。

**(4)本題への移行**

「自由報告」に当たる段階であり，本題とされる出来事の開示を求める。「今日はどうして（どういう理由で）ここに来ましたか？」と尋ね，これで開示が得られない場合には，プロトコルで定められた質問を行う。

**(5)出来事の調査**

「質問」に当たる段階である。ここでは，自由報告では得られなかった情報について，追加情報を得る。ただし，ここで行うことのできる質問は，子どもがすでに報告した出来事についてのオープン質問と WH 質問だけである。子どもが話していないことについては，WH 質問であっても行ってはならない。

**(6)ブレイク（休憩）**

ここで休憩をとり，バックスタッフに他に明らかにすべきことはないか確認する。なお，ブレイク中もカメラは回し続ける。ブレイクは通常，数分である。

**(7)子どもが話していないことの調査**

ここでは，子どもがそれまでに話していないことがらについても尋ねることが許される。必要であれば「はい，いいえ」質問や「ＡかＢか」といった質問も用いることができる。また，望ましくはないが，必要であれば，子どもがそれまでに話していないことがらを「仮定する」質問も行う。例えば，「他に誰かいましたか？」（他に誰かいることを暗示），「その人は何か言いましたか？」（何か言ったことを暗示）などである。

多くの面接法では，(7)の後，(10)へと進むが，NICHD プロトコルでは，(8)(9)があるのも特徴的である。

**(8)期待される情報が得られなかったとき**

この部分は，子どもが出来事を開示しなかったときに行う。

**(9)開示に関する情報**

誰に話したか，どうしてこの出来事が他者の知るところになったかを話してもらう。

**(10)クロージング**

子どもからの質問を受け，こちらの連絡先を示すなどして，終了する(終結ともいう)。

**(11)中立的な話題**(＊注:2007 年版 NICHD プロトコルでは，11 が抜け，これが 12 となっている)

子どもが暗い気持ちのまま帰ることのないように，中立的な話題で会話を行う。

**4−2. 用いることの許される，質問の種類**

通常，質問は(1)オープン質問(お話しして等)，(2)WH 質問(いつ，どこで，誰が･･･)，(3)クローズ質問」(はい-いいえ質問，AかBか質問)に分けられる。しかし下記に示すように，このガイドラインでは多少異なる分類法を用い，質問の名称も異なっている。下記の(1)(2)(3)は面接者側からは「情報」を与えることのない質問であり，「ブレイク前」は，これらの質問のみを用いる。(4)と(5)は面接者側から「情報」が提供され得る質問であり，ブレイクの後，必要がある場合にのみ，注意して用いる。

**【誘いかけ】**

「誘いかけ」とは，「全部／もっとお話しして」という形式の質問であり，いわゆる「オープン質問」に相当する。この一般形に加え，以下の 3 つのタイプがある。

① **出来事の分割**:子どもが話してくれたことを，いくつかに区切り，さらに詳細な情報を得る。例えば，子どもが「友達と遊んだ」と言った場合，「それでは朝起きてから友達と遊んだときまでに起きたことを，全部お話しして」などと尋ね，より多くの情報を求める。

② **手がかり質問**:子どもが話してくれたことについて，さらなる情報を求める。「さっき友達と遊んだって言っていたけど，そのことについてもっとお話しして」等。

③ **それから質問**:子どもが話してくれたことの続きを尋ねる。「それから何があったの？」等。

**【促し】**

面接者からの情報提供を含まない応答をさす。以下の2種類がある。

① **エコーイング(おうむ返し)**:子どもの言った言葉を繰り返す。例えば子どもが「遊んだ」と述べ，面接者も「遊んだ」と繰り返す等。

② **あいづち(特定の情報を含まない返事)**:OK，ふむなど，意味を含まない言葉。

**【直接質問】(焦点化質問ともいう)**

<u>すでに出てきていること</u>のみを対象とする WH 質問であり(これまでに出ていきていないことがらについての WH 質問は，暗示質問という)，「誘いかけ」だけでは得られない追加情報を得るために用いる。これらの質問に応答が得られた場合は，必ず「誘いかけ」でフォローする。

例えば，「さっき〇〇って言っていたけれど，それは何／誰／どこ／いつ／どれ／どのような･･･？」(直接質問)で尋ね，応答が得られたならば，「では，そのことについてもっとお話しして」と，誘いかけで尋ねる。

なお，「なぜ」は告白口調になる場合があり，また理解，産出も難しいので用いない。「なぜ」ではなく，「どのようにそうなったのか」「そうなった理由」を尋ねる。

**【誘導質問】（選択質問ともいう）**

いわゆるクローズ質問（はい，いいえ質問や「A か B か質問」）である。クローズ質問は，不可欠な情報を得るために用いる。ブレイクの後，吟味の上用いるのがよい。用いる場合は直接質問と同様，「誘いかけ」とペアにして用いる。例えば，「さっき〇〇って言ったけど，それは A ですか？／服の上ですか，下ですか／△△について覚えていますか？」と尋ね，回答が得られたならば，「では，そのことについてもっとお話しして」と，誘いかけで尋ねる。

**【暗示質問】**

子どもがそれまでに話していないことについて，特定の答えを仮定，含意する質問。これらの質問をやむなく使う場合は「誘いかけ」とともに用いる。

例えば，「セックスをしたんですね」（セックスしたことを暗示）；「他には誰かいましたか？」（誰かがいた可能性を暗示）；「他にどこを触られた？」（他にも触られた可能性を暗示）；「その人は，何て言ったの？」（その人が何か言ったことを暗示）等。もしも子どもからの回答が得られたら，「では，そのことについてもっとお話して」と「誘いかけ」で尋ねる。

**表 2：質問のまとめ**

| 質問の名称 | 定義，例，どこで用いるか |
|---|---|
| 誘いかけ | 面接者から情報を提供することなく，子どもから情報を得る。「もっとお話しして」<br>①出来事の分割（朝起きてから，〇〇までのことを，全部お話しして），②手がかり質問（さっき〇〇って言っていたけれど，そのことについてもっとお話しして），③それから質問（それから？あとは？）がある。ラポールの形成，エピソード記憶の訓練，本題への移行をはじめ，できるだけこの質問を用いる。 |
| 促し | 面接者からの情報提供を含まない応答。①エコーイング（子どもの言葉の繰り返し）と②あいづちがある（ふむふむ）。「誘いかけ」と同様，ラポールの形成，エピソード記憶の訓練，本題への移行をはじめ，できるだけこの質問を用いる。 |
| 直接質問（焦点化質問） | 子どもがすでに話したことについての詳細を尋ねる WH 質問（いつ，どこで，誰が，何を，どうした，どのように）。「誘いかけ」とともに用いる。「なぜ」は避ける。（さっき〇〇って言っていたけれど，それはどこで？） |
| 誘導質問（選択質問） | ブレイクの後で，吟味の上用いる。子どもが話していないことについてのクローズ質問。「誘いかけ」とともに用いる。（さっき〇〇って言ってたけれど，それはお家の中かな，外かな？） |
| 暗示質問 | ブレイクの後で，吟味の上用いる（できるだけ避ける）。子どもが話していないことについて，特定の答えを仮定，含意する質問。「誘いかけ」とともに用いる。（さっき〇〇って言ってたけれど，それは，□□したってことかな？，他に誰か〇〇した人はいる？） |

**4―3. 面接の過程で質問をどのように用いるか**

（1）導入，（2）ラポールの形成，（3）エピソード記憶の訓練，（4）本題への移行，（8）期待される情報が得られなかったとき，（9）開示に関する情報，（10）クロージング，（11）中立的な話題は，定型的な文言が決まっている。また，（6）はブレイクである。したがって，質問を工夫しなければならないのは，（5）出来事の調査と（7）子どもが話していないことの調査である。

ブレイク前の（5）では，「誘いかけ」と「直接質問」（子どもが話したことについての WH 質問）を用いる。（7）では上記の質問に加え，「誘導質問」（子どもがまだ話していないことについてのクローズ質問）を用いることができる。また，必要であれば「暗示質問」（子どもが話していないことの詳細を含意する質問）を用いる。ただし，「直接質問」「誘導質問」「暗示質問」は，面接のできるだけ遅い方で用い，応答が得られた場合は「誘いかけ」でフォローする。

**4―4. 練習に際して**

NICHD ガイドラインは，適切な研修・訓練を受けずに使用することは難しい。しかし，①約束事，ラポール，エピソード記憶の訓練を行い，②定型的な質問によって問題となる出来事を尋ね，③「誘いかけ」を中心

に面接を行えば，面接者に由来する誘導は大幅に減少し，より正確性の高い情報が得られるはずである（データはそうであることを示している）。最初はガイドラインを面接室に持ち込むかたちでもよいので，その通りに試してみていただきたい。また，そのようにして行った面接を見直し，スーパーバイザーや（被面接者より許可が得られた場合）ピアで確認することにより，面接の技術は大きく改善されるだろう。

## 文献


アルドリッジ，M. ・ウッド，J. 仲真紀子（編訳）(2004). 子どもの面接法：司法における子どものケア・ガイド. 北大路書房.

ボーグ，W.・フラゴー，R.・アービン，D.L.・ブロドリック R.・ケリー，D.M.藤川洋子・小沢真嗣（訳）(2003). 子どもの面接ガイドブック―虐待を聞く技術. 日本評論社.

英国内務省・保健省（編）仲真紀子・田中周子（訳）(2007). 子どもの司法面接：ビデオ録画面接ガイドライン. 誠信書房. (Home Office/Department of Health (1992). Memorandum of good practice on video recorded interviews with child witnesses for criminal Proceedings. The Stationery Office.)

Hershkowitz, I., Orbach, Y., Lamb, M. E., Sternberg, K. J., & Horowitz, D. (2006). Dynamics of forensic interviews with suspected abuse victims who do not disclose abuse. *Child Abuse & Neglect*, 753-760.

法と心理学会ガイドライン作成委員会（編）(2005). 目撃供述・識別手続に関するガイドライン. 現代人文社.

Orbach, Y., Hershkowitz, I., Lamb, M. E., Sternberg, K. J., Esplin, P. W., & Orbach, D. H. (2000). Assessing the value of structured protocols for forensic interviews of alleged child abuse victims. *Child Abuse and Neglect*, 24, 733-752.

Poole, D. A., & Lamb, M. E. (1998). *Investigative interviews of children: A guide for helping professionals*. Washington, D.C.: American Psychological Association.

Sternberg, K. J., Lamb, M. E., Orbach, Y., Esplin, P. W., & Sternbeg, S. M. (2001). Use of structured investigative protocol enhances young children's responses to free-recall prompts in the course of forensic interviews. *Journal of Applied Psychology*, 86, 997-1005.

Home Office (2000). A*chieving the best evidence in criminal proceedings: Guidance for vulnerable and intimidated witnesses, including children*. Home Office Communication Directorate.

Lamb, M. E., Sternberg, K. J., Orbach, Y., Esplin, P. W., Stewart, H., & Mitchell, S. (2003). Age differences in young children's responses to open-ended invitations in the course of forensic interviews. *Journal of counseling and clinical psychology*, 71, 926-934.

Lamb, M. E., Orbach, Y., Hershkowitz, I., Esplin, P. W., & Horowitz, D. (2007) A structured forensic interview protocol improves the quality and informativeness of investigative interviews with children: A review of research using the NICHD Investigative Interview Protocol. *Child Abuse and Neglect*, 31, 1201-1231.

Hershkowitz, et al., (2007). Improving credibility assessment in child sexual abuse allegations: The role of the NICHD Investigative interview protocol. *Child Abuse and Neglect*, 31, 99-110.

仲真紀子 (2001a). 会話の理解. 森（編）面白言語のラボラトリー. 北大路書房. Pp. 135-154.

仲真紀子 (2001b). 子どもの面接―法廷での「弁護士言葉」の分析―. 法と心理, 1, 80-92.

仲真紀子 (2009). 司法面接：事実に焦点を当てた面接法の概要と背景. ケース研究. 家事事件研究会.

参考情報

# 子どもから性暴力被害の告白を聴くときの留意点

**[1]子どもからの性的虐待の告白を聴く時の対応原則** （以下は通告を担当する機関への助言で参照）

性的虐待の発覚の大半は、子どもが日常的に接していて子どもが信頼する第三者に、何らかの心的困難、現実的な不安や嫌悪、恐怖、何らかの危険の切迫下で、黙っていることに耐え切れなくなって打ち明けるということが端緒となっている。

もしも子どもの告白を聴いた人物が、子どもの話を信じられないと考え、あるいは関係者の利害関係の複雑さや、困惑・当惑から福祉事務所や児童相談所への情報提供や通告をためらうと、性的虐待は発覚しないままとなり、子どもの被害は継続・拡大するかもしれない。

多くの子どもが自らの苦悩から、いったん告白し始めると、即座に今度はその事実発覚の重さ、周囲の反応に耐えることの恐怖や当惑から、その場から逃げ出したり、何もなかったふりをしたり、あるいは告白した人物に自分が話したことを秘密にしてくれるように頼んだり、自分の話を否定して撤回したりする。こうした子どもの反応は性的虐待には特有の傾向としてみられるが、こうした子どもの言動が、子どもの告白を聴いた人の当惑や不安，不審感を強めたり、混乱させたりすることになり、「何がなんだかよくわからない」、「しばらく様子をみよう」、「とりあえず何も聞かなかったことにしておこう」といった反応を導きやすい。

性的虐待はわずかな子どものほのめかしの発言や断片的な告白を端緒としなければ、長期に発覚せずに潜伏し進行する、ということを理解し、子どもの最善の利益の為には直ちに情報提供・通告、それに続く子どもの安全確保調査、その結果としての一時保護や施設入所を含む対応を行わなければ、子どもの安全が守れないことを自覚することが子どもの援助に係るすべての人にとって必要なことである。

もちろん過剰反応や予断と偏見による子どもの言動の誤解・曲解、あるいは教唆・誘導による性的虐待の疑いの肥大、捏造は避けなければならない。しかし、そうした問題の危険性についての指摘・主張の一部は実際の加害者による自己弁護や防衛、ごまかしにもなり得るのであって、冷静に子どもからの告白事実を聴きとった段階で、そのことの判断自体を専門機関にゆだねることが、子どもの福祉を考える立場の職員や非専門家である一般市民の責務であり、適切な反応である。

告白を聴いた人物が、内容のプライベートさから、子どもの親族や非加害側の保護者にこっそりと子どもの話を伝え、意見を求めたり、対応を委ねたりしようとすることがある。話を聞いた人物が、子どもの安全を守り、適切な対応をとった場合には、問題はないかもしれない。しかし、子どもの親族や家族が、子どもから告白を聴いた人物よりもより冷静かつ適切に事態に対処できる可能性は相対的には低い。ではなぜそうするのか？告白を聴いた人物が困惑し、そのまま社会的に反響を呼ぶ対応をする自信が持てず、事態を当事者に返したいからそうするのである。もしも話を聞いた子どもの関係者が「どうかこのことは内密に、そして忘れて下さい、あとは私たちで何とかするから」と言ったら、事態は潜伏し、子どもの安全は謎につつまれ、そして初めに告白を聞いた人物は身動きが取れなくなるだろう。そうならない最善の方法は、即座に専門機関に通告して、子どもの安全についての調査と判断をゆだねることである。

[2] 虐待をほのめかす子どもの告白を聞くことになったら

性的虐待の発覚、発見の契機は、学校や保育所等の子どもの生活場面で、子どもと接触のある関係者が、子どもから何らかの被害を打ち明けられるということによる場合が多い。告白は直接的には帰宅を渋る理由として、あるいはちょっとした生活における悩みごと・苦情の延長として、あるいはより漠然とした困りごとの叙述に混じって表明される。

多くの場合、性的被害を話す子ども自身がそれを話して他人に信用されるか確信が持てず、あるいは口止めや脅しによる制限・制止の影響下にあるため、話し方はあいまいで、いつでも取り消せるような、ほのめかすような表現であることが多い。

子どもが何か重要なことについて話そうとしていることがわかったら、周囲の状況を見て、できれば子どものプライバシーが守れる場所・条件を確保して子どもの話を聴くことが必要である。子どもにはさりげなく、周囲にも目立たないように移動してプライバシーが守れる空間を確保することが重要である。

大人が性にまつわる話を聴くことを恥ずかしがったり、突然何を言い出すのかと当惑したり、戸惑ったりしている態度をもし見せると、多くの子どもは話すのを躊躇し、やめてしまうかもしれない。残念ながらこの世では何がしか考えうる最悪のことがしばしば現実に起こっており、そのことは我々が想像する以上に悪いこともあるということ、もしそれが本当なら、その状況に巻き込まれ、取り込まれた子どもが陥っている孤独で無力化された状態から、我々が落ち着いて事態を理解し、対処することで、子どもを救い出せるかもしれないこと、しかし全ては「それは疑惑の肥大ではないか、子どもの妄想ではないか」という反論の真っただ中でしか解明されないだろうということを含め、これらの事柄について、自覚しているかどうかが重要である。

子どもの話すあいまいさを改善しようとして、しばしば話を聴く者から内容確認のための質問をしようとするが、それは結果的に、人物の特定や場所の特定、具体的な被害内容の立証性に関して、暗示、教唆・誘導の指摘を受ける危険性が極めて高くなることをよく自覚しておく必要がある。

この段階で子どもの発言の立証性・客観性を確保する最善の方法は、子どもが話すことを介入的な質問を挟まずに聴き取り、その内容を正確に子どもが話した通りに記録することである。

子どもとの会話、特に質問については、常に法的な立証性・客観的な証拠性が問われることに留意して、子どもへの質問が誘導や教唆、強要にならないよう、注意が必要である。

**【子どもに質問するときの留意点】**

**子どもへの質問の仕方：客観的な事実を聴こうとするときには ④ ⑤ ⑥のような質問は原則使わない**

① 開かれた質問（open-ended question）

「～について話して」「あなたが～ということはどういうことなのかもう少し詳しく教えて」など、答えが Yes No にならず、子どもに自発的に自由に話してもらう質問。

② 閉じられた質問（close-ended question）

「～ですか」など、基本的に特定の事柄を示して Yes No で答えてもらう質問の仕方。
設定自体が誘導的になる難点がある。

③ 選択肢のある質問

基本的に二つ以上の選択肢を設けていずれか尋ねる質問。問いかけが誘導的にならない為には Yes No と同等の2択ではなく「いずれでもない」という項目を加えた3択以上の設定が望ましい。

④ 誘導質問

「～だったの？」「～ということがあったの？」「～に…されたの？」など、質問者が想定していることを、子どもがまだ話していない段階で先に答えを示す形で質問すること。多くは閉じられた質問形式になる。
より厳密には、話題や会話の内容を、質問者の方から絞り込んで示す、応答しながら次の話題をリードする等の対応も誘導質問に属するとする考え方もある。

⑤ 強制・強要質問

「～なんでしょ」「～だよね」「～だとわかっているよ」「そうなんでしょ」など、ある特定の答えを認めさせようと迫る質問。

⑥ 報酬の提示質問

「これが最後の質問だよ」「これが終わったら帰れるからね」「あとひとつ（3つなど）答えてくれたらおしまいにするかね」「ちゃんとお利口に答えてくれたらお菓子をあげる」などと報酬を提示して応答を促す質問。
特定の応答内容を暗示・強制している場合と、応答の傾向性（肯定・否定など）を示す、短く済む方を選ばせるなどで応答の公平性をゆがめる。

**[3] もしも子どもが自分の発言を途中で撤回するとか、話したことを秘密にするように要請したら**

もしも子どもが話している途中で発言を撤回し、何も無かったことにしたり、話したことを秘密にして欲しいと言い出したりしたら、こちらはまず、冷静になり、落ち着くことが重要である。多くの場合、子どもは混乱しており、当惑している。恐怖感を覚えているかもしれない。子どもの告白を聴いて驚き、動揺している人は、たちまち子どもの当惑が伝染してうろたえやすい状態にある。そのために、子どもを責めて白状させようと焦ったり、子どもと秘密の約束をしたり、話を聞くのをやめようとしたりしやすい。

**① 子どもが自分の身に起こっている何らかの危険について話すのをやめた場合には、落ち着いて以下のメッセージを伝えることが重要である。**

a. 私はあなたが話してくれたことが、とてもあなたにとって大切な話であると思っている。

b. もしもあなたの身に何かよくないことが起こっているのだとしたら、私はあなたのことが心配である。

c. 私はあなたの心配や困ったことについて、あなたが話してくれたことが本当にあったと考えて、そのことからどうすればあなたを守れるか、安心できるようにするにはどうしたら良いか考えている。

d. こういう話は何度も何も無かったことになったり、またやっぱり本当だったりする。私はあなたに本当に何があったのかが大切だと思っており、いったん何も無いと言われた話がいつまた本当のことだったと聞いても驚かないし、またあなたが途中で話すのをやめても怒ったり、信用しないと思ったりはしない。

e. もしお話することがあるなら、それは大切なことなので聞きたいと思う。

f. もし、もう話したくないのであればやめても構わない。いつまたあらためて話をしても構わない。

g. 何か話したいことが出てきたら、そう言ってくれればいつでも話を聴く。

h. あなたは今のままで安全なのか、大丈夫なのか私は知りたいと思う。

**② 子どもが自分の話したことを秘密にしてくれるように要請した時には、以下のように説明して秘密にしないこと、援助を求めることが必要なことを誠実に説得することが重要である。便法のために秘密を守る約束をしてそれを覆したり、こっそり通告したりしないことが重要である。**

a. 人の秘密には二つの秘密がある。

b. ひとつ目は小さな秘密。誰かがひどい目に遭ったりはしない秘密。これは心のポケットにしまっておける。内緒にできる。

c. ふたつ目は大きな秘密。誰かがひどい目に遭ったり、安全でなくなったりする秘密。これは大きすぎて心のポケットにしまっておくことが出来ない。

d. あなたの話してくれたことは大きな秘密である。このことであなたも私も安全とはいえない。あなたの安全のためには秘密をしまっておくことはできない。

e. このとは専門の人に話して、あなたの身が安全に守られるように判断し、助けてもらうことが必要である。

**◆秘密にしてもらえないなら告白を撤回するとの主張への対応**

子どもが、自分が打ち明けた内容を秘密にしてもらえないなら、告白を撤回すると主張した場合、子どもの安全を確保するために説得を続けることが必要だが、それでも第三者に伝えることを強く拒否し、子どもとの接点そのものを失いかねない場合には、子どもの安全と事後の見通しに焦点を移して、被害の話はいったん閉じる対応もあり得る。

この場合、子どもの立場の孤独さと困難さをよく理解し、児童相談所が既に関与している場合は、ガイドラインの5．3）、4）（p.29-30）の対応をとることが重要である。

もしまだ児童相談所の対応が開始されていない時点でのことであれば、児童相談所に事情を報告し、事実上の通告となるが、現場での対応そのものからの連携・相談が開始されることが重要である。

**[4]子どもの告白を聞く非専門家の留意点**

① 子どもの告白が性的な被害をうかがわせるものであることが察知された段階で、子どもが安心して話をすることができる保護的な場所と時間を周りに知られないようにそっと設定する。

② 子どもの話すことに注意を集中し、子どもが話すことをそのまましっかり受け止める。

③ 子どもの話す言葉は丁寧に尊重し、子どもが自然に話すままに聴き取る。聴き取った話を確認する場合には、子どもの言った通りの言葉、表現を使って子どもの発言を確認する。

④ 子どもの言った言葉の意味がつかめないときは「～というのは何のこと？」と尋ねるのは良いが、子どもが話していない言葉を使って「～というのは〇〇のこと？」と尋ねてしまうと「〇〇？」と尋ねたことが誘導になる危険性が高くなる。また、子どもが使っていない言葉を使って子どもの話を言い換えると、子どもは自分の話し方が間違っている、直された、あるいは露骨に話してはいけないことを言ったと誤解する危険性が生じるかもしれないので、できる限り子どもの使った言葉を尊重して対応する。

⑤ 子どもは性的被害について話すことについて、恥ずかしい気持ち、信用されないのではないかという不安、逆に話したことが引き起こす家族や周囲への影響やその結果についての不安、話してはいけないと口止めされたり、脅かされたりしていることへの恐怖などを抱えて苦しみながら話していることを理解する。
今、すべてを話せないことや、どう話せば良いか充分には考えないで話し始めているかもしれず、途中で沈黙しても、話が中断しても驚かずに待つ。また続きの話をするのに時間が欲しいと言った場合には内容に応じて子どもの安全の判断をしながら時間を与えることも必要。

⑥ 子どもからの要請があっても秘密の約束はしない。子どもを守るためにはこの秘密は大き過ぎて秘密にはしておけない。「周りの人の助けが必要である」と説得することが必要。ただし、この時点で「二度と被害に遭わないようにする」と約束することはまだできない。

⑦ 打ち明けられた話の内容にこちらが驚いてうろたえたり、強い感情的な反応をしたりしないように気をつける。落ち着いてやさしく接する。子どもや非加害者に同情して泣いたり、加害者への怒りを露わにしたりしない。子どもは話を聴く者の態度・反応から、自分の告白の重大性やそれが人に与えるインパクトの大きさに怯えて話すことをやめることがあり注意が必要である。

⑧ 子どもは一度話したことを撤回したり、違った話をしたりすることがあることをあらかじめ認識しておく。そうした言動がみられても直ちに指摘して問い詰めたり責めたりはしない。

⑨ 性的虐待については疑いの段階で通告することが必要である。事実の確定に至る確認作業は通告を受けた児童相談所が担当する課題となる。通告は原則的に子どもが属している組織の協議と決定により行う。告白を聞いた人が組織に属していない場合には個人で通告することもあり得る。

⑩ 子どもに性的虐待被害の疑いが確認された段階で子どもの安全確保を図る。学校等の集団では、本人のプライバシーを守り、不自然にならないようにそっとみんなから離れたところで守れるように準備する。

⑪ 子どもが自分を振り返って「私が悪いんです」「私がちゃんとイヤと言わなかったのが悪い」とか「私のせいで、お母さんがかわいそう」などと自分を責めたり、「お父さんはその時酔払っていてお酒のせいで、あんなことしただけでお父さんは悪くない」と加害者をかばったり、「私が女(男)でなければ良かった」「男(女)に生まれていれば良かった」などと自分の性や存在を否定するような発言をした場合、あるいは「死んでしまいたい」「私なんか居なくなればいいんだ」といった強い自己破壊的な感情が表明された場合、当人の発言にとっさに意見を返さず、「そんな風に感じるんだね」「そう思うとつらいよね」といったようにそのまま受けとめることが重要。その上でタイミングをみて、どのような経過があるにしても子ども本人が望んでそうなったのではないことを伝え、本人の自責感情についても「あなたは悪くないのよ」「その出来事にあなたは責任は無い」とはっきり伝えること。*)

⑫ 子どもが自分の体験を打ち明けたこと、話してくれたことについては「お話してくれてよかった」「あなたは間違ったことをしていない」と支持することが重要。

⑬ 子どもが性的虐待の存在を否定した場合、子どもから再び性的虐待の告白がされることを驚かずに受け止めることは重要だが、周囲の側から繰り返し、子どもに性的虐待の有無や告白を迫るような質問を繰り返したりするはたらきかけは、直接・間接を問わず、子どもへの過剰な圧力になるのでしてはならない。

⑭ 子どもから通告後の見通しについて尋ねられた場合には、児童相談所の専門の職員があなたの話を聴きに来る と説明する。以後の可能性は児童相談所の判断によるため、子どもが直接児童相談所の職員と話し合うべき内容となる。その時点で可能性の範囲等について通告者が話すべきではない。
「施設に行くのか」と子どもが尋ねたら、どうしてそう思うのか、誰かからそういう話を聞いたことがあるのか尋ねてもよい。また施設にいくかどうか自体については、「それは分からない。その点については児童相談所があなたと話し合って判断する」とのみ答えること。児童相談所への通告が子どもにとって大きな動揺を引き起こすと予測される場合、児童相談所への通告を子どもに伝える際にはすでに児童相談所の職員が隣室で待機し、子どもに通告の事実を伝えた直後に、初期被害調査面接に入ることが子どもを安全に保護するために必要であることも多い。

*) 臨床的には性的刺激に対して自分が快感を覚えたこと、体が反応したことについての戸惑い、自分を恥じる自責感や罪障感、自分を許せない無力感と怒りがある場合、それはしばしば表明されないままとなっていると指摘されている。また虐待者はしばしば子どもの体が性的に反応したことをもって子どもが性的接触を求めていたと主張する。また子どもにもそれをもっておまえも共犯であるとコントロールしている。「あなたは悪くない」というメッセージに強く反発し、「勝手にそういう慰めを言わないで欲しい」「あんたに何がわかる」といった怒りを表明する事例では、そうした体験への戸惑いと囚われが背景に存在することがあり、外傷性の性化行動がしばしば伴う。

熟練した援助者がそうした兆候をつかんだ場合には、「もしもあなたの体が刺激に反応したり快感を感じたりしたとしても、それはあなたが本来望んだことではなかったはず。そう仕向けられたあなたに責任は無い。」とはっきり伝えることが必要である。こうした事例では、外傷性の性化行動が問題になることも多く、行動観察上も注意が必要である。

これらの課題は治療的な性教育では重要な課題である。

参考情報

# 子どもからの告白が無い性暴力被害の疑いと通告

## [1] 子どもからの告白が無い場合の通告要件

通常の性的虐待の発覚については当事者の告白・開示が無ければ事実認定が不可能な場合が多く、疑いの段階で対応が停止してしまうことが多い。もしも実際に性的虐待が存在していて、対応が疑いの段階で停止せざるを得なくなった場合、それに気づいた虐待者は以後、より巧妙に立ち回り、被害者の口を封じる手立てを講じるだろう。従って、被害者の安全が確実に確保できる保障のない対応には慎重でなければならない。実際的な子どもの安全の確保が保障されない警告的な圧力の効果はあまり期待できないばかりか、被害者にとってはかえって危険な場合がある。

性的虐待の間接的な兆候を子どもの言動から感じ取ったり、見方によっては間接的な性的虐待の状況証拠と解釈可能な事柄が数多く認められたりするような事例の場合でも、子どもからの直接の何らかの告白か、客観的な虐待の疑いについての証拠情報がなければ、職権による保護は難しく、さらに調査による対応を検討することが原則となる。ましてや子どもが否認する場合には質問以上の介入はより困難である。子どもからの被害の告白が無い場合の性的虐待の発見・通告に対する対応では、当事者の否定によっても事実の推定、あるいは認定が可能な程の客観的な事実情報が基本的要件となる。

子どもから、被害の兆候を聴くことについては、サインズ・オブ・セーフティのアプローチ手法（The Three House, The Safety House, Words and Pictures）や、子どもの虐待被害について通告義務を負っている機関職員や通告に関する情報確認をする警察や CPS のための、アメリカ合衆国のミネソタ州ミネアポリスにある子ども虐待評価・研修センター：コーナー・ハウスのリフカー（RIFCR）などもある。
それぞれについては以下を参照。

The Three House, The Safety House, Words and Pictures :
サインズ・オブ・セーフティのホームページ http://www.dignsofsafety,net/home?destination=home
また上記ツールについての紹介書
「クリエイティブ・コミュニケーション Creative Communication イギリス、ゲイツヘッド児童相談所の子どもたちと」
原著 英国ゲイツヘッド市 翻訳・加筆 菱川 愛（東海大学）

RIFCR:
Rapport（ラポール）、Issue identification（問題点の確認）、 Facts（事実：誰が、何をしたのか）、Closure（終結）、 Reporting（報告）、の頭文字で RIFCR: リフカー と呼ばれる技法。

コーナー・ハウス は、アメリカ合衆国ミネソタ州ミネアポリスに 1989 年に設立された 子ども虐待評価・研修センター(CornerHouse Interagency Child Abuse Evaluation and Training Center)
ホームページ http://www.cornerhouseemn.org/

1) 親権者・保護者の目撃

子どもの安全について最も責任ある親権者・保護者が子どもの性的虐待の現場を目撃したり事実を推定するに十分な証拠を発見したために、相談機関に通報して子どもの安全について相談することがある。多くの場合、子どもへの虐待加害者は保護者のパートナーか、親族、きょうだいである。

この場合にも事実の調査認定においては、子どもの証言及び加害者の説明が重要となるが、事実発覚の順序において子どもの告白が先行しないで通告がもたらされることとなる。

保護者の目撃や証拠事実がかなりの客観性を持っている場合、事実認定は子どもからの説明なしでも可能かもしれない。明らかに誰かわかる画像の存在等などである。ただし被害を受けたと思われる子ども、加害を疑われる人物が共に強い否認をして、目撃証言以外には客観的な情報が全く認められない場合には、目撃の信憑性については残念ながら一定の審査が必要となる。

虐待目撃を主張する保護者の個人的利害関係が子どもの虐待を主張によって有利となるような事態、例えば離婚や親権をめぐる争いが先行しており、虐待主張が相手方を不利にする要素があるような場合、かつ子どもの安全は既に確保されているような事案では、事実認定は慎重にならざるを得ないし、児童福祉法上の子どもの安全確保の緊急要件が無い場合、通告としても緊急対応の対象とはならない。（この場合、初期被害調査、被害(事実)確認面接の対象ともならない可能性ある）

虐待目撃において保護者は子どもの安全を守ろうと通告・通報したとしても、事実関係の冷静な検討からは、子どもを保護者の元に置くことが子どもの安全上問題となることがある。また公平な事実調査のために、子どもを関係者や関係する場所からいったん隔離遮断して完全に危害の危険性と諸般の影響を排除することが必要と判断される場合もある。この場合、子どもの分離保護が通告した保護者の意向に反する場合もあり、児童相談所は親権者の意に反して職権保護しなければならないと判断することもあり得る。

2) 子どもの福祉に関する専門機関職員からの通告

警察が子どもの虐待事実について何らかの証拠を得たことから要保護児童として通告した場合、子ども本人が否認していたとしてもいったんは保護して調査することが必要となるだろう。児童ポルノ事件等に親族・家族が関与して子どもが被害者であった場合などがこれに当たる。

学校や子どもの所属する機関の職員が子どもの被害を目撃ないしはそれに相当するような証拠情報をつかんで通告した場合、子どもが否認していたとしても、その情報の評価ができるまで、子どもの安全を確保するためには子どもの保護が必要となる。この際根拠となる情報にはそれなりの客観的証拠性が要求されることになる。子どもが頑強に否定し続けても虐待被害の推定が可能な情報とは、直接の目撃証言か、写真等の物証となるだろう。こうした事態では早めに警察に相談することが考えられる。

参考情報

# 保護者への一時保護の告知面接における人員配置（参考例）

**1）一時保護についての告知面接の手順　保護者を別々に同時面接する場合**

① 面接対応は複数で行う。
面接は主担当者の他、子どもの保護に立ち会った者　子どもを担当する心理司等の参加を検討

② 保護者を分けて面接する場合には同時に行うか、いずれかを先にするか設定
幼い子どもを同行するとか、
いずれかの保護者が大幅に時間がずれて来所する場合等様々な場合があり得る。
ほぼ、同時に来所する場合には非加害保護者の面接の段取りを中心に設定を検討する。

③ 全体の時間設定、刻限見込みをあらかじめ設定

④ 保護者が興奮して暴力を振るう等の危険がある場合にはその対応手順も事前確認

面接担当者 ①

いずれかの保護者に電話で連絡・招致

基本的には非加害保護者を優先的に扱うべきである
もうひとりの保護者には誰が連絡手配するか確認して対応
保護者が一緒に来るか別々に来るか
誰誰で来るか
いずれか一人だけが来るか確認

場所・時間設定　担当の動き確認　警察への事前連絡等の検討

面接担当者　面接内容・手順の打ち合わせ

■面接を分けて同時並行する場合　保護者来所と同時に別々に面接案内

所内待機スタッフ
面接の状況によっては
同行した子どもの相手
警察の手配
不穏行動の阻止に待機

面接担当者 ① ②

非加害保護者と面接
一時保護の経過説明と事情聴取

面接担当者 ③ ④

虐待を疑う保護者と面接
一時保護の経過説明と事情聴取

同行した子どもの安全確認が必要な場合には別に設定

面接応援者 ⑤　　面接担当者 ② ④　　面接応援者 ⑥ ：打ち合わせの間応援

それぞれの面接の動向を途中で情報交換　打ち合わせる

面接を分けた場合には最後まで別で行うか最後に一緒にするか
別々に帰宅するか一緒に帰るかなどの人の動きと面接設定を打ち合わせる
この間に主担当者は双方の面接にどのように関わるか調整する

一時保護の書面通知　と　不服審査請求権告知
個々に行うか、書面通知は世帯主のみに行うか
主担当者が行うかも決める

面接終了
以後の連絡方法　窓口となる担当者確認

所内待機スタッフ
保護者が興奮して
子どもとの面会を主張して帰らない等の事態になった場合
不穏行動の阻止に待機・対応
警察の出動依頼判断

退去勧告
退去命令

**2）子どもの一時保護についての告知面接の手順　保護者を連続的に別に面接する場合**

① 面接対応は複数で行う。

面接は主担当者の他、子どもの保護に立ち会った者　子どもを担当する心理司等の参加を検討

② 保護者を分けて面接する場合には同時に行うか、いずれかを先にするか設定

幼い子どもを同行するとか、

いずれかの保護者が大幅に時間がずれて来所する場合等様々な場合があり得る。

ほぼ、同時に来所する場合には非加害保護者の面接の段取りを中心に設定を検討する。

③ 全体の時間設定、刻限見込みをあらかじめ設定

④ 保護者が興奮して暴力を振るう等の危険がある場合にはその対応手順も事前確認

面接担当者 ①

いずれかの保護者に電話で連絡・招致

基本的には非加害保護者を優先的に扱うべきである
もうひとりの保護者には誰が連絡手配するか確認して対応
保護者が一緒に来るか別々に来るか
誰誰で来るか
いずれか一人だけが来るか確認

所内待機スタッフ

面接の状況によっては
同行した子どもの相手
警察の手配
不穏行動の阻止に待機

場所・時間設定　担当の動き確認　警察への事前連絡等の検討

面接担当者　面接内容・手順の打ち合わせ

■面接を連続的に別に行う場合

保護者来所と共に先の面接者を面接室に案内　場合により次の面接者も別の面接室に案内

面接担当者 ① ②

同行した子どもの安全確認が必要な場合には別に設定

非加害保護者と面接
一時保護の経過説明と事情聴取

面接応援者 ③＋α
待機する面接者の反応に待機

面接の動向をチームで情報交換　対応確認

虐待を疑う保護者と面接
一時保護の経過説明と事情聴取

面接の動向をチームで情報交換　対応確認

所内待機スタッフ

保護者が興奮して
子どもとの面会を主張して帰らない等の事態になった場合
不穏行動の阻止に待機・対応
警察の出動依頼判断

面接を最後に一緒にするか

別々に帰宅するか一緒に帰るかなどの人の動きと面接設定を打ち合わせる

一時保護の書面通知 と　不服審査請求権告知
個々に行うか、書面通知は世帯主のみに行うか
主担当者が行う

退去勧告

退去命令

面接終了
以後の連絡方法　窓口となる担当者確認

### 3）子どもの一時保護についての告知面接の手順　保護者を同席面接する場合

① 面接対応は複数で行う。

面接は主担者の他、子どもの保護に立ち会った者　子どもを担当する心理司等の参加を検討

② 保護者を分けて面接する場合には同時に行うか、いずれかを先にするか設定

幼い子どもを同行するとか、

いずれかの保護者が大幅に時間がずれて来所する場合等様々な場合があり得る。

ほぼ、同時に来所する場合には非加害保護者の面接の段取りを中心に設定を検討する。

③ 全体の時間設定、刻限見込みをあらかじめ設定

④ 保護者が興奮して暴力を振るう等の危険がある場合にはその対応手順も事前確認

面接担当者 ①

いずれかの保護者に電話で連絡・招致

基本的には非加害保護者を優先的に扱うべきである
もうひとりの保護者には誰が連絡手配するか確認して対応
保護者が一緒に来るか別々に来るか
誰誰で来るか
いずれか一人だけが来るか確認

所内待機スタッフ

場所・時間設定　担当の動き確認　警察への事前連絡等の検討

面接担当者　面接内容・手順の打ち合わせ

面接の状況によっては
同行した子どもの相手
警察の手配
不穏行動の阻止に待機

保護者が揃って来所し、分離しての面接が困難な場合　後に分離を試みる

面接担当者 ①　②（非加害保護者対応）　③（虐待者対応）　＋面接応援者

非加害保護者　虐待を疑う保護者と同席面接

同行した子どもの安全確認が必要な場合には別に設定

一時保護の書面通知　と　不服審査請求権告知

面接応援者　④＋α

スタッフが協議中に面接者の対応

面接の動向をチームで情報交換　対応確認

可能であれば保護者を別々に面接　主として非加害保護者の面接設定

分離面接が難しい場合には後日の呼び出しを告知　別に事情を聴きたいと伝える

面接担当者 ①　②（非加害保護者対応）

非加害保護者と面接
一時保護の経過説明と事情聴取

③（虐待者対応）　＋面接応援者

虐待を疑う保護者と面接
一時保護の経過説明と事情聴取

所内待機スタッフ

保護者が興奮して
子どもとの面会を主張して帰らない等の事態になった場合
不穏行動の阻止に待機・対応
警察の出動依頼判断

面接の動向をチームで情報交換　対応確認

面接を最後に一緒にするか

別々に帰宅するか一緒に帰るかなどの人の動きと面接設定を打ち合わせる

退去勧告
退去命令

面接終了
以後の連絡方法　窓口となる担当者確認

参考情報

# 性的虐待・家庭内性暴力における非加害保護者への支援

## [1]性的虐待における非加害保護者

性的虐待における非加害保護者との接触は、子どもの保護の時点か、一時保護の告知場面で開始されるが、性的虐待における非加害保護者は以下の点から、その他の虐待とは異なる特別な存在であり、またそのためのアプローチが必要となる*)。

*) このテーマについては以下の参考文献も参照
キャロライン・M・バイヤリー著　宮地尚子 監訳　菊池美奈子・湯川やよい訳　2010 子どもが性被害をうけたとき　お母さんと，支援者のための本　明石書店　(Byerly, C.M., (1985,1992),1997, The Mother's Book : How to Survive the Molestation of Your Child )

### 1）子どもの支援における重要人物である

性的虐待における非加害保護者は、被虐待児の以後の援助における予後に最も影響力のある人物である。非加害保護者が子どもの被害の訴えを信じ、子どもの支援者となる場合、被虐待児は短期に適応的な安定を得やすくなることが報告されている。これに対して非加害保護者が子どもの訴えを信用・支持せず、加害者の肩をもつ姿勢を見せる場合、被虐待児の予後が極めて不安定となることも指摘されている。これらの兆候は家庭内での性暴力被害を訴えた子どもがその後の人生で、家族との安全な絆を維持できるか、失うかの観点からみればその落差は明らかである。従って、非加害保護者の子どもへの共感と支援協力を得ることが子どもの回復と適応において極めて重要となる。

### 2）性的虐待における第二の被害者である

非加害保護者は性的虐待に関して、被虐待児に次ぐ第二の被害者である。家族の信頼関係において非加害保護者は加害者と子どもに、隠された秘密の関係によって裏切られていたことになる。加害者と子どもの共謀関係の色彩が強くなるに従い、非加害保護者は加害者と共に子どもに騙されていたことを感じ、また伴侶を子どもに奪われたという認知を持つ場合、子どもはライバルとなる。年長者による搾取とマインド・コントロールによる子どもの支配という事態を理性的に理解したとしても、感情的には被虐待児をすんなりと受け入れ難い複雑な感情を抱かざるを得ないことも、非加害保護者が子どもの支援者になりにくいひとつの要素である。この観点から、児童相談所は早期から非加害保護者を支援する体制と働きかけを開始することが重要となる。

### 3）子どもの生活を最もよく知る関係者である

非加害保護者が子どもと生活を共にしていなかった場合を除いて、多くの非加害保護者は子どもの成長を見守り、子どものあらゆる人生の立会人である。子どもが毎日どんな生活環境や人間関係の中で育ってきたのか、性的虐待の発生～進行過程を子どもがどのように生き延びてきたのか、重要な事柄は非加害保護者がもっともよく知る立場であったことが多いはずである。*)

*)　残念ながら、非加害保護者の中には子どもの養育においてネグレクトの状態にあって、子どもの状況、安全に関して重要な役割を果たせていなかった場合がある。しかし、そのことを非加害保護者が認めて子どもの為に何かをしようとするか、さらに子どもを見捨ててしまうかは、重大な分かれ目である。また子どもたちは非加害親の放任に強い怒りや恨み、あきらめの気持を抱いていることが明らかな場合でも、同時に非加害親の気付きと保護を強く求める気持がある。事態についての短絡的な感情移入や共感的解釈は禁物である。

こうした非加害親の放任においては虐待加害者となった保護者こそが重要な保護者であり、愛着の対象であった経過が多くの子どもに認められる（加害者側の動機はもっと複雑であったとしても）。子どもたちは基本的に本当の「保護者」であった虐待者の「親」の部分に強い愛着と信頼を寄せてきたのであり、虐待者の「加害者」の部分だけを忌避しているが、「自分を放ったら

かしにしてきた非加害親よりはまし」と感じてきた子どもたちもかなり存在しているところに性的虐待問題の複雑さがある。

**4）しばしば DV 被害や過去の被虐待経験者である**

性的虐待が身体的虐待などの暴力的支配の延長線上でしばしば生じることも含め、性的虐待が家族内で発生する背景に、パートナーとの DV 問題が先行していることがある。また子どもの性的虐待がかなりの程度、家族内では暴露されている状況にあるのに、あるいは子どもからの初期の助けの求めが非加害保護者に対して発せられていたにもかかわらず、それに適切に反応できないできた保護者もいる。これらの保護者にはしばしば自身の被害体験歴があり、中には共通の加害者から無力化されている場合もある。保護者である限り、自身の被害の有無に関わらず、子どもを守る責任性が保護者には要請されるが、こうした特殊な状況下で子どもを合理的に守ることは困難であり、保護者自身がまず自分についての援助を受け、自身が巻き込まれてきた事態から自由になる必要がある。

以上の観点から性的虐待における非加害保護者には接触の早期から、個別的な支援の展開が重要であり、適切な対応のための情報提供と共に、非加害保護者を支援する体制が重要となる。

**5） 日本の性的虐待対応における非加害保護者に関する特異性**

日本の性的虐待対応においては、加害者の生活環境からの排除が難しい。多くの事例では子どもだけが保護され、家族はそのまま残される。従って非加害保護者も伴侶が加害者と疑われる場合にも、そのまま夫婦として生活し続けることがしばしばであり、そのために非加害保護者が被虐待児に寄り添うことが困難となる。

子どもの分離介入の初期にはショックを受けながらも被虐待児に強い同情と援助の姿勢を見せつつあった非加害保護者が、その後の時間経過と共に加害者との関係修復に傾き、保護された子ども以外の家族の生活の継続維持が優先されて、被虐待児との関係が疎遠になっていくという経過は、日本の性的虐待事例では、しばしば典型的に繰り返されてきた。

被虐待児の支援において非加害保護者を重要なキーパーソンとするために当初からの非加害保護者むけの情報提供と支援の働きかけ、パンフレットの準備や残された家族を含む支援枠組みの構築が課題である。

非加害保護者向けの冊子の活用について

■「保護者の方へ」

加害、非加害にかかわらず、子どもの一時保護の直後の告知に際して保護者の問題理解の助けとして提供される冊子。
口頭での説明に加えて、一人ずつに渡される。末尾には当日の面接者と担当福祉司名を記入して渡す。

■「あなたへのメッセージ　親だからできること」

一時保護の告知面接直後、数日後から、非加害保護者へのアプローチが始められる時点で、非加害保護者への情報提供ニーズに合わせて編集しなおして渡されることを想定した冊子。
内容的には、一般的によくみられる Q&A、被害にあった子供との関係、パートナーとの関係、きょうだい間の性暴力であった場合の保護者としての対応等に分かれており、必要に応じて抜き出した理、加筆して、当の保護者向けに作成したものを渡すことを想定した冊子

■「家庭内性暴力被害を受けた子どもを守るために　あなたへのメッセージ」

神奈川県、大阪府で既に非加害保護者向けの冊子として作成され。使用されてきている冊子を元に作成した冊子。非加害保護者が当初のショックから立ち直り、被害をうけたわが子のために自分はどうしたらよいか、何が課題なのかを理解し、これからの支援を考えられるようになった段階で、担当者と一緒に読みながら、その内容を確認、理解していくために作られた冊子。
末尾に今後何かあった時に相談したり、支援を受けられる機関の一覧を書き込む欄が設けられている。

参考情報

# 性的虐待・家庭内性暴力の加害者との対応

## [1] 虐待を疑われる保護者等との面接

児童相談所として、加害を疑われる保護者との接触で最も重要なことは、潜在的な、あるいは危険性があるかもしれない再被害の阻止と、保護者としての子どもの安全についての義務の自覚である。また、これまでの子どもとの生活場面全体、成育歴全体における子どもとの接点、子どもとの関係がどのようであったのか、についても子どもにとって加害を疑われる人物がどのような人物であったのかを知る上では重要な情報である。

多くの場合、虐待者はなかなか面接に応じなかったり、応じたとしても虐待を否認したり、認めたとしても一部分だけであったり、曖昧な態度を取ることが多く、性的虐待問題や子どもの安全について正面から向き合って話し合うことが難しいことが多い。中にはしつけであると主張したり、子どもが誤解しているだけでやましいことは無いと言ったり、中には子どもが嘘をついていると全面的に争うような主張をすることもある。

性的虐待行為を行う者の中には明らかに性犯罪的行為に関与している者も含まれる可能性が高い。また中には非加害保護者を経済的・情緒的あるいは暴力的に支配・操作して（DV問題の重複もあり得る）、児童相談所との駆け引きを試みたり、子どもや家族についての調査を妨害したり、冤罪を主張して裁判に訴え出るような人物もある。

児童相談所は一時保護の告知と説明の初期対応場面で、初めて虐待・加害行為を疑われる人物と接触することが多い。またそれ以降はなかなか接触できなくなる場合も多いので、最初の面接は重要な場面となる。

一時保護の告知面接では、子どもを一時保護した理由・内容を伝え、加害を疑われる保護者には、疑われている加害行為について、その内容に思い当たることがあるか、あればそれはどういうことだったのか、無ければなぜそのような訴えが子どもから出たと考えるのか、など尋ね、今後、児童相談所は慎重に調査するので、今後の調査に協力してもらいたいと伝える。併せて児童相談所は必要に応じて予告なく、警察に通報することがあり得ることも伝える。

今後の接触については、具体的には、児童相談所が今後の調査の中で把握した加害行為の具体的内容について。必要に応じて加害を疑う人物にも告知し、その内容を認めるのか否認するかなど尋ねることになることを伝える。ただし、もしも刑事告発があり得る場合には、児童相談所が把握した情報を明示しない方が良い場合もある。虐待者への刑事告訴・告発が同時並行して動き始めた場合には、児童相談所の調査と警察の捜査が不適切に干渉を起こさないように調整をすることが必要となる場合もある。

加害者が子どもの保護者でない場合、あるいは非加害保護者や子どもの家族が、児童相談所と加害者の接触を強く拒む場合、なかなか加害者と接触できないこともあるが、事実の告知と事態の確認のためには加害者との接触は重要である。

一時保護の告知説明を非加害保護者と同席で行うか、別々に行うかは、個々の事例状況に即して行うとしても、原則的には個別で面接設定をすることが望ましい。また一時保護の告知面接で同時に来所して別々に事情を聴いた場合、非加害保護者が同意するなら、一時保護の告知面接の終わりには、関係者が揃ったところで概要確認と今後の予定確認をすることが適当かもしれない。もちろん、保護者が興奮してやり取りが冷静に出来ない状態

になった場合には可能な範囲での対応しか出来ない。

**（補足的な事項）**

虐待を疑われる加害者によっては、子どもにとって唯一の世話をする人、子どもの困った状況について助けてくれる人といった、ネグレクト状況の中での援助者、愛着の対象者となってきた人物が含まれる。この場合、こどもにとっては、生活の中で最も頼りになり、依存対象である人物が同時に性的加害行為をしていたという状況がある。従って、子どもにとっての加害者はその行動すべてが加害性を持つばかりではないので、その実態、加害者が子どもに対して持っていた関係の全体像を把握することも、子どもへの支援上、重要な情報となる。

虐待を疑われる加害者へは、性的虐待の疑いがあるという事実、及びそうした疑いを持つに至った経過をできる限り率直に伝えることが必要である。その上で、虐待行為を疑われる当事者からの話を聞いていかねばならない。こうした調査面接における加害者の反応はさまざまであり、「子どもが嘘をついている」などとして事実を全面的に否認する場合や、家族同士の「スキンシップ」を誤解していると主張する、「性的な愛撫はあったが性器への接触はなかった」「子どもは性的行為と考えたかもしれないが自分にはそのようなつもりはなかった」「性教育のつもりだった」「子どもがそうして欲しいと求めたから応じた」など行為や意図、責任を減弱し、一部のみ認める場合も多い。このような場合、面接者は、刑事捜査としての尋問をするのではないので、児童相談所がどういった理由で性的虐待の疑いによる対応に至ったかを説明し、また、そうした虐待行為が子どもの状態にどのような影響を及ぼし、さらに将来的に子どもにどのような精神的状態や行動上の問題が生じると危惧されるか*)を説明し、そうした行為の不適切さを説明し、理解させる必要がある。さらに、虐待が疑われると判断した場合には、その行為は犯罪行為であること、被害児の安全を守るためには子どもとの接触は認められないことなどを毅然とした態度で告げる必要がある。

**[2] 虐待行為を否認する保護者への対応**

加害を疑われる保護者の多くが加害行為を認めず、またその多くは部分的な加害に類似する行為は認めるものの、それが性的な攻撃ではなかったとか、意図的な加害ではなかったと主張したり、子どもがささいな「軽い」行為を過度に被害的に受けとめたためであると主張する。また全面的にあり得ないと否定することもあるが、それではなぜ子どもが被害を訴えたのかについては、子どもを非難するか、理解できないと主張することが多い。

児童相談所としては、あったかもしれない疑いが子どもの安全のための判断の境界線であること、刑事事件としての「疑わしきは容疑者の利益に」の原則と、児童福祉法の原則「疑わしきは子どもの利益に」は異なっていることを踏まえ、子どもにとって脅威であり、被害でありえたことを基準に、保護者は子どもの安全を守る義務責任者として、子どもの最善の利益の観点から行動してもらいたいこと、これに対し、嘘をついている子どもの主張を容認すべきでないという主張も含め、子どもの主張を否定的に捉えた認識は、全て、保護者自身の不利益に異議を唱える主張に属さざるを得ないこと、を保護者に告知し、その観点からの対応を説明する。

加害を疑われる保護者には、

① 子どもに接近しない、接近しようとしない。

② 公判において認められた場合を除いて、子どもの訴えに反論するために子どもと接触しようとしない。

③ 子どもの安全と最善の利益の観点から常に対応を考える。

等を原則に対応を求める。

**[3] 児童ポルノ法との関係　画像問題**

児童ポルノ法の規定では、性的な子どもの画像を作成した段階で、犯罪行為が成立していることを児童相談所は認識しておく必要である。金銭目的の売買、興味本位でのネット流出以前に、何らかの画像を作成することだけで犯罪行為と規定される。これは申告や告発を要しない犯罪事件である。また子どもがすべての撮影行為を認知しているとは限らない。子ども自身が画像を提供することもある。これらの何らかの行為、事実を知った場合には、直ちに警察に連絡して対応を相談すること。犯罪要件の成立や捜査上の判断は警察の専門性に任せる。

参考情報

# 一時保護されたことについての子どもの気持

[1] 一時保護後の子どもの反応と対応

これまでの経過、家族の関係性等を確認し・整理し、今後についても子ども自身の意向を確認しながら、どうすれば、子どもの安全を守れるのか話し合う。

一時保護による安全が実感でき、安心できる環境であることが信じられれば、さらなる被害事実が語られることも、家族への思いがより克明に明らかになる場合もある。同時に一線を越えてしまった悔いや将来への不安、うわべだけであったにしろ、家族のまとまりや絆を失ったことの悼みが子どもにのしかかる。こうした経過の中で、新たな告白と共に虐待事実の告白を撤回する場合もある。

性的虐待が子どもに与える主要なダメージのひとつに「自分が何をどう感じ、どう行動すれば正しいことなのか、わからなくなる」ことにある。虐待者はしばしば子どもの口止めに「もしも本当のことを言ったら、二度とお家に帰れなくなる」と言って脅している。一時保護は実は虐待者の脅しとは異なる「虐待からの離脱」のためのプロセスでありながら、子どもにとってはまさに虐待者の呪いの実現、「言うな」の秘密を守らなかった自分に下った罰のようにみえる。「自分のしたことは間違っていたのか」「自分はこうして家族からも友達からも、自分が生き、育ったすべてのことから見捨てられ、忘れられ、「もう居ない者」にされてしまったのか」という思いが子どもを襲う。もう一方では徐々に醜悪化した虐待者との秘密の関係、うわべだけが取り繕われることの違和感から徐々に失われる日常生活の現実感・安住の感覚、人知れず抱える罪障感と苦痛、秘密が暴露した時の人々の疑惑と非難の眼差しへの怯え、共犯関係化させられたことへの怒りと憎しみ、将来への展望の喪失など、性的虐待が引き起こす孤立と無力化の世界から逃れ出たい願いが、これで本当にかなえられるのかという思いがある。

こうした状況で、「果たして自分のしたことは、自分を守るためにした正当なことなのか」「自分は間違っていない、という確信が持てるためにはどうしたらいいのか」というのが、多くの性的虐待を受けた子どもの保護直後に繰り返し起こる内面の課題である。*)

*) こうした子どもへのサポートのために、子どもが最初に告白した学校の教員や子どもが頼りにしている人物と子どもを面会させることも検討される。ただしこの際、被害事実の調査に関する教唆や誘導があったと批判される危険性や、保護者・親族等関係者で子どもとの接触を禁じられている人たちが、自分たちが子どもに会えないのに、なぜお前は子どもと接触できたのか等、詰め寄ったり責めたりする危険性もあり、慎重な検討と設定が必要である。

毎日、発覚を恐れ、心配しなければならない秘密が無いこと、嫌なことを嫌といえず、屈辱的な関係を迫られる心配がないこと、人知れずこそこそと隠し事を抱えながら罪人のような思いで生きなくてよいこと、が突然目の前に現れたとしても、子どもはそうした変化を「暗がりの眼差しから徐々に目が慣らされていくように」しか新しい境遇に適応できない。

一時保護所には様々な境遇を生きてきた子どもたちが出入りしている。中にはこうした被虐待児の影を嗅ぎ取って反応する子どももある。時にそれは新たなトラブルの原因ともなり得るが、慰めや支えとなることもある。また性的な色彩を帯びた過度の親密性や受動的反応性を見破って性的攻撃を仕掛けようとする子どももある。こうした子どもは相手の子どもの反応性を確かめる「探り」を仕掛ける。

職員はこうした様々な子どもの世界を見分けて、何か「気になること」があったらすぐに知らせるようにさりげなく子どもに声をかけておくことが必要である。また被害児が女性の場合、しばしば年長の入所女児の中にはそうした子どもの微妙な性的な動きに敏感な子どもが必ずいる。生活援助職員はそうした子どもとのコミュニケーションも含めて子どもの動向を把握することが集団生活では重要である。

子どもの中には躁的に環境に反応し、秘密を持ち切れず、また性非行の子どもたちの来歴に触発されたりして自身の性暴力被害を周囲の子どもたちに話し始めることがある。「もう守らなくてよい秘密」あるいは「秘密を打ち明けることで孤独の苦痛を逃れたい」ということもあるが、多くは「適応の疲れ」が背景にある。鬱積し始めている感情を吐き出すことも必要であるが、プライバシーの枠を守り、特定の相手との関係に絞って「自分の事情についての話」をするようにコミュニケーションチャンネルをコントロールすることを教える必要がある。また性的虐待被害とは別な来歴としての子どもの社会性や対人反応上の課題が露呈してくることが重なっている場合もある。

生活援助職員は、子どもの「適応の疲れ」と「気になることの出現」をさりげなく見守っていることが重要である。子どもに対しては「事情を知っている大人」が誰々であるのか、何か話したいことがあったら今日は誰にサインを送れいばよいのか、声をかけて、わかりやすくしておく事も重要である。

**[2] 定期的・定点的な担当者の面会によるサポート**

理想的には児童相談所の対応チームメンバーとして、子どもサポート選任の担当職員が配置されることが望ましい。職員は児童心理司でも児童福祉司でも場合によっては一時保護所の職員でもよい。虐待者の性を避け、確実な予定管理によって子どもに予想できる生活リズムとしての面会・面接を設定することが重要となる子どももいる。「自分のしたことは正しい、間違っていない」「自分の感じていることは間違っていない」という確認や、一時保護所の生活と自分の状態を定期的にモニターしてくれる人間関係の存在が重要である。

自分が離れてきた外の世界がどう動いているのか、家族は何と言っているのか、これから自分はどうなっていくのかといったことは、主たる担当者が面会して伝えることが重要である。子どもの安全確保のために何が必要かといったことも、これからの生活の見通しも、子どもが考えられる自分の希望も、こうした面会の場で話し合われていくことになる。こうした面会では必ず、次はいつごろ来るか　という予定告知をしておくこと。

**[3] 行動観察と援助ニーズの見極め**

性的虐待による心的外傷性の問題や慢性的なストレスの影響は、単に解離だけでなく様々な対人行動の性化現象（traumatic sexualization により対人表現、対人関係のあらゆる局面が性的色彩を帯びる）、PTSD 症状等を引き起こす。過覚醒による ADHD 様症状や興奮性の高さ、自傷行為、夜間の入眠困難や睡眠障害を引き起こすことも知られている。一時保護所での生活において、これらの問題・症状の出現やその頻度が慎重に観察され、援助ニーズが見極められていくことが、その後の生活場面での援助の判断にとって極めて重要な観察情報となる。

**[4] 子どもが自分の安全・安心を感知したかどうかを確かめる**

子どもの一時保護は、特に初期には再度虐待を受けることのない生活、虐待者からのアプローチに怯えなくてよい生活の確保という意味が大きい。この感覚の確認が重要なのは、その感知が虐待被害事実の聴取確認のタイミングや今後の生活設計を検討するタイミングと重要な関係にあるとみられるからである。子どもは虐待者の影響がまだ自分に及ぶ可能性、すなわち再び家に連れ戻される可能性を感じている間は、二通りの反応をする。必死に逃れたいための努力、自分は悪くないという反応と、直後に襲われる無力感と罰の怖れである。これはしばしば解離反応を伴う。

虐待環境から脱出した直後に、必死で洗いざらいぶちまけて、すべてを露わにしてしまいたいという反応をする子どもがいくらか存在する。これらの子どもはその勢いのあるときに被害確認面接をすることが最短時間で可能である。しかし、臨床的にはそうした反応は必ず反動を生む危険性があることをよく認識しておく必要がある。反動は強い抑うつ的な状態や防衛の枠を失った虚脱、解離反応の頻発などである。また後に撤回が生じることもある。

より多くの順当な反応は、一定時間、新しい環境での適応にエネルギーを使いつつ、周囲の状況を見回して、本当に状況の変化を感じ取った時に、今までの生活を抜け出して変わろうと実感することである。このタイミングが、安全・安心の感知にあるとみられる。これは概ね一時保護から 2 日～14 日程度の間に生じるが、虐待者のマインド・コントロールの強さ、子どもの異議申し立てをサポートする大人の存在、子ども自身がサポートされていると感じる出来事やその程度によって若干異なる。この時点までは被害確認情報の客観性保持のため、被害経験の内容に関する話は本人から出る以外、最低限度にする注意が必要である。本人が自身の安全を感じた時点で被害確認調査を行うと、それまでには出てこなかった事実の告白がみられることが多く、またその結果の情緒的混乱や撤回は少ない。*）

*）被害確認面接のタイミングは、情報の混濁、周囲からの話かけに等よる情報汚染の危険性を考えると早い方が望ましいとされる。ただし、子どもが自身の安全を信用できていない状況では真実を話すことは難しい。子どもが児童相談所の保護を信用できず、虐待者や家族が自分を連れ帰りに来るのではないかと感じている間、子どもは何をどこまで言うか迷ってしまう。もちろん、自身の被害体験を黙っていることができず、誰彼なしに話してしまうような場合や、早く被害の事実を確認してほしいと感じている場合には、できるだけ早期に被害確認が実施されることが望ましい。
この点、CPS が保護に来た時点で、それは性的虐待の疑いによる保護であることや、自分が被害事実を話せば加害者が排除され、自分は最短時間で安全に家族の元に帰れる可能性があることを、多くの子どもがあらかじめ理解している欧米と日本では事情が違っている。

参考資料

# 被害(事実)確認面接の必要性

## なぜ被害確認面接をしなければならないか

児童福祉法上の対応において、
法的な性的虐待の被害確認面接（forensic interview）は以下の理由で必要である。 ここで改めて被害確認面接を実施する理由について述べる。

**1）被害(事実)確認面接(forensic interview)が生まれた背景**

被害確認面接は欧米での forensic interview にあたる、法的な立証性を基準とした子どものからの事情聴取面接である。forensic interview は 1980 年代に英米で起こったいくつかの性的虐待事件で、当初、申し立てられた子どもの被害申告が、その後の裁判でほとんどその法的な立証可能性を否定され、問題は未解決となり、訴えられた大半の加害者が証拠不十分による無罪（冤罪なのか追及を逃れたのか明らかにならないまま）となった事件が相次いだことへの反省から生まれた。

**2）臨床からみた被害(事実)確認面接への違和感**

性的虐待・性暴力被害は当人に与えるダメージが重く、深刻なトラウマを生じやすい事態である。一般的に臨床的対人援助は、当人に深刻なダメージを与えない、少なくとも何らかの関与・介入によって不必要に問題・症状を悪化さることを避けるという倫理的価値観を堅持している。この価値観からすれば、

① 当人の治療による耐性の強化を前提としないで、重篤なトラウマを活性化させる危険性のある問題にいきなり質問を向けることは、臨床的倫理観に照らしてルール違反を犯しているのではないかという疑問が提起されるのは当然である。さらに言えば、

② 例え必要性があるとしても、当人の心身の安全性を大きく損なうかもしれないような危険な介入・侵入になる面接を実施することは臨床家としての役割・責務を逸脱するという違和感、ためらい、怖れ、嫌悪、忌避感を抱くのは当然である。さらには、

③ 当人が被害者である性的な出来事を詳細に聞き出すことへの情緒的，文化的な抵抗感もまた、多くの人が自然に分かち合ってきた感覚である。

これらのことから、以下の疑問に代表されるような問いが生じる。

**3）なぜ、被害(事実)確認面接なのか**

「本人が望まないような、また耐えることが困難かもしれないような苦痛な経験や事実について、あえていきなり質問してそれを言わせるような面接を、なぜ児童臨床の専門機関が実施しなければならないのか」

この問いには上記の要件のすべての要素が込められている。

**4）被害(事実)確認面接実施の目的と理由**

**児童福祉法上の法的対応の根拠確保として**

まず、2）① の疑問については本書の 5）児童臨床における被害(事実)確認面接実施の目的（p.）にあるとおり、「潜在し隠蔽されている子どもの被害の進行を食い止める」、
「子どもの受けたダメージを特定してその治療的援助を開始する」、
「他の子どものさらなる被害発生を阻止する」、

という3つの理由から、子どもの身に起こっている被害の可能性から子どもを保護し守らなければならない。

通常子どもの安全保護は第一に親権者の責任であり、またそのために親権者はその子どもについて誰からも侵害されない監護権を初めとする独立の権限を持っている。しかし、性的虐待は基本的にその親権者自身からの加害行為である。こうした場合に、親権者の権限に対して、児童福祉法上の手続きとして子どもの分離保護をあえてしなければならなくなる。この手続きの正当な必要性を確認し、その判断根拠を子どもにも保護者にも、社会にも示すためには、あえて侵害的な危険を冒しても法的な手続きの根拠となる証拠を子どもから聴取する必要性があるというのが答えである。

加害者は客観的な証拠の乏しい出来事について容易にそれを否認し得るし、加害者・被害者との複雑な利害や従属関係、あるいは感情的葛藤を持つ親族・関係者も子どもの申立てを真に公平に評価することは難しく、しばしば否定的・過小評価的に見てしまうことが多い。また例え、子どもの申立てを信じてやりたく感じても、当人にはその確認も確信もそれを立証することもできない。子ども自身もこうした状況に置かれながら自分の孤独な主張をあくまでも維持し続け、持ちこたえられるかは疑問である。

こうした諸般の状況からして、子どもがいったん自らの被害事実を申し立てた時点で、法的・客観的にもっとも立証性のある状態で、子どもの証言を確保しておくことが極めて重要であることが明らかになる。

forensic interview による制度的対応を構築してきた英米では forensic interview での子どもの証言によって加害者容疑者が確認された時点で、加害容疑者は拘束されるか、子どもの生活圏から排除される。これによって先の理由のひとつ目、「潜在し隠蔽されている子どもの被害の進行を食い止める」ことが確保されるのである。当然その次には司法捜査、訴追にも子どもの証言が証拠として提出される制度化がなされている。

日本ではこうした forensic interview と司法対応による加害者の拘束や環境世界からの排除の制度は成立していない。たとえ子どもへの何らかの事情聴取から、直ぐに刑事捜査が開始されたとしても、十分な証拠が固められてから容疑者の逮捕となるのが原則である。子どもの被害の兆候確認から最短時間で子どもの安全を確保できるのは基本的には児童福祉法上の緊急一時保護の実施のみである。この点からも児童福祉機関が子どもの被害（事実）確認を行って対応する必要が現状では必須となる。

こうしてみてくると明らかなように、この対応はいわゆる治療的・臨床的援助に属するのではなく、子どもの法的な保護と、それによって安全を確保し、併せて治療的・臨床的援助を可能とするための法的手続きである。forensic interview は本質的に臨床的援助の範疇には収まりきらない性質をもっている。

**面接と臨床責任**

2）②の疑問(あるいは抵抗)について、英米では forensic interview を行う者は子どもへの臨床責任を免除されるという要件が提示されている。臨床的判断は forensic interview を見守り、サポートするチームが担うことになるが、チームには検察、警察のスタッフも属しており、その活動目的には司法捜査も含まれる。

臨床的にみると、性的虐待のダメージが引き起こす深刻な問題・症状への臨床的対応もこの点での検討に値するだろう。適切な治療提供は2）①の理由の一つでもあるが、例えば子どもは深刻な性的被害を受けていたのに最初の告白では「ちょっと触られただけ」と話していることは多い。そのまま「ちょっと触れらただけなのだ。」と援助者が理解してしまったら、子どもは容易にそれを訂正できず、しかも実際にあったより深刻な被害によって生じた症状を誰にも理解してもらえないまま抱えて生きなければならなくなる。

CSAAS（性的虐待調節症候群）が注目されるのも、性暴力被害者にはしばしばそうした被害の過少申告や矛盾・混乱した申告をしやすいことによる。あるいは、敏感な臨床家は子どもの様々な兆候から、事態は子どもが話しているよりも、もっと深刻ではないかと推測することも当然あり得る。しかし、臨床家が治療的援助において、そのことを追及・確認することはあえてしないだろう。しかし問題・症状は深刻化し、周囲の認識は子どもの深刻さについて行けないまま後手後手の対応になってしまう危険性がある。

もしも面接の必要性は認めるが、自分がその役割を担うことはご免こうむりたいと望む気持が本音なら、その人はその抵抗感を処理することなしに面接者にはならない方が望ましい。しかし、自分が面接者になることを避けるからといって、面接実施に反対することの正当性は無いことも自覚していなければならない。また面接を司法関係者だけが担うべきであるという主張も現実的なバランスとしては必ずしも正しいとは言えない。

**性にまつわる文化の壁**

2）③ の疑問は最も本質的な部分に属する。性にまつわる領域、それも犯罪的な領域、特に近親姦はこれまでの文化の一般的枠組みの中ではタブーとされ、封印されてきた秘密の領域である。性による境界侵犯は文化としての共同体の安全と信頼、権威とモラルを破壊する。しかし、この隠蔽こそが、沈黙の壁となって性的虐待被害者を孤立させる壁として機能してきたのである。

性暴力加害者はあたかも皆が顔をそむけ、まともに見ようとしない秘密の通路を利用して犠牲者に近づくのである。性に対する抵抗感、ためらいは共同体の一員として生まれ育ってきた我々のすべてに必然的に埋め込まれ機能している。それによって健全な社会的生活が守られている。そのことを自覚し、意識的に扱えなければ、性暴力被害と沈黙の壁に取り込まれた子どもを、彼らの陥った孤独から救い出すことはできない。

これらが先の疑問への答えである。被害(事実)確認面接は法的な立証性・客観性を確保した、非臨床的な、子どもにとっての侵害性をもった事情聴取面接である。我々はしかし、子どもの被害を食い止めるための法的な立証可能性のある情報を得るそれ以外の有効な方法を知らない。いわば傷の手当をするために痛む棘や化膿しかけた傷を触るようなことが forensic interview では起こる。このことの深刻さと危険性を知ってそれを可能な限りコントロールしながら実施することが我々臨床的専門性の課題である。

**5）児童臨床における被害(事実)確認面接実施の目的**

**① 潜在的に進行する子どもの性暴力被害を阻止し安全を守る。**

多くの性的虐待において性的虐待は客観的証拠を確認できない。またしばしば虐待加害者は虐待行為を否認する。たとえ加害行為をいったん認めたとしても、またいつでも加害者は撤回できる。児童相談所は親権に抗して子どもの分離保護による子どもの身柄の安全確保を図り、より長期になれば施設入所による援助を検討しなければならないことがあるが、それらの児童相談所の判断の正当性を確保するためには子どもに被害事実があったと主張する根拠を示さなければならない。この根拠の重要な部分が子どもからの被害事実の聴取となる。この聴取は法的に公平・客観的で、暗示や誘導や教唆、報酬によらない面接による証言でなければならない。

**② 子どもへの援助を開始する情報・資料となる**

性的被害は目に見えない、あるいはそうであると理解していない限り因果関係が判別できないような様々な問題症状、影響を子どもの心身、発達、人生において生じさせる。これらの問題への適切な援助を開始させるには、子どもの被害内容の正確な理解が出発点となる。

**③ 他の子どもへの被害拡大を阻止する**

性的虐待者はその生涯において多数の被害者を生むと言われている。少なくとも一人の被害者を発生させた家庭は、その他に同様の立場の子どもがいた場合、第二、第三の被害者を生む危険性が極めて高い。一人の子どもの被害を確認することで、他のきょうだいの被害を未然に防ぐことが可能となる。

子どもの中には被害確認面接の設定を予告されて動揺を示す子どもがいる。強い外傷的な出来事を思い出すことの苦痛や不快、あるいはそれにまつわる PTSD 的な症状の深刻化が起こることもある。

面接直後は特に子どもの状態が不安定で荒れている危険性が高くなる。一時保護所の職員は子どもの不穏状態が悪化していないか、見守りが必要である。

参考資料

# forensic interview の日本での呼称と今後の対応体制

**[1] forensic interview の定義と呼称、児童福祉における被害(事実)確認面接**

forensic interview はこれまで一般的には「司法面接」と呼ばれてきた。本ガイドラインの検討班では、forensic interview の基本的特質を児童福祉、刑事捜査、医学診察それぞれの領域での客観的な法的立証性の確保に配慮した、特別に設計された事情聴取法にあると理解している。法的立証性を確保した情報とは、以下の性質を共通して備えていると考えられる。

① 当事者からの自発的な情報である。
② 誰からも 暗示、誘導、教唆、強要、脅迫、報酬 といった 情報操作や事前情報を与えられることなく、当人が自発的に表明・報告・表現した情報である。
③ 当事者しか知り得ない、具体的で詳細な情報が含まれている。
④ 得られた情報は、複数の情報源、客観的事実、複数の関係者からの証言等、複数の情報に照らしたときに、一定の照合性、整合性が認められることが期待される。
⑤ 面接は特別に構造化された方法によって構成され、各面接は事後の法的吟味・審査に供するためにビデオその他の媒体に記録され、保存管理される。

forensic interview は主として子どもの性暴力被害や虐待被害についての英米の法的対応システムにおいて、最終的には裁判所に提出され、裁判所の法的審査において子どもへの主尋問に代えて証拠提出される児童福祉、刑事捜査、医学診察の各領域が共同して子どもに行う事情聴取法として整備されてきた特別な面接法である。裁判において面接者と子どもは裁判官が必要と認めた場合には、証人として出廷し、反対尋問を含む証言を行わなければならない。

**[2]forensic interview をめぐる日本での課題整理と呼称について**

これまで forensic interview はしばしば「司法面接」と翻訳され、呼ばれてきた。ただし法律、社会的体制・制度、文化の異なる日本においては、当面の整理が必要と考える。すなわち、forensic interview の本質は、刑事訴訟法の手続き・規則を究極の基準とする法的客観性・立証性を確保した子どもからの事実確認にある。従って forensic interview は性的虐待に限定されず、法的手続きにおける子どもからの事実確認、事情聴取の基本面接手法となる。英米及びその体制に準じた性暴力対応の法制度を持つ国々では、福祉と刑事司法が子どもからの事情聴取を forensic interview の統一的共通実施で行い、同時に医学診察による評価も共通で実施する。福祉と警察・検察は共にそれらを各領域の法的手続きにおける根拠証拠とする。しかし、これは現下の日本の法体系・体制では成立していない体制・手法である。

日本における forensic interview をめぐる課題は以下の要点にまとめられる。

1）福祉と刑事司法の作業手法の確立とその作業の共有化のための条件整備
2）医学診察・評価の法的専門性の確立
3）児童福祉法、刑事訴訟法における判断基準の明確化
4）福祉、医療、刑事司法が手続き、情報を共有できる機関・制度の創出

このうち、当面の重要な検討課題として、日本における forensic interview に結び付く面接調査とその呼称の整理がある。これについては本ガイドラインの冒頭でもその概要を示しているので参照されたい。
本研究班としては当分の間の整理として、以下の分類と呼称を提案する。

児童福祉分野

① 初期被害調査面接

通告に代表される性暴力被害の疑いについて児童相談所が最初に実施する調査面接で、一時保護の要否判断を行うための初期調査に属する。法的な立証可能性のための面接技術は forensic interview の基本ルールに従って構成されるが、調査内容は子どもの安全確認と保護の要否判断のための情報確認に限られる。もしも、それ以上の情報が子どもから自発的に述べられた場合には、時間と場面条件が許すなら、法的な客観性を確保した面接技法で子どもが自発的に話すという条件で聴き取りを行う。面接は通常、通告による緊急出動によって行われる。面接担当者は、加害を疑われる者の性別を避けた相談チームスタッフの内の 1 名が行い、もう 1 名が立ち会い記録者となる。

② 被害(事実)確認面接（法的事実確認面接）

子どもの安全を確保した上で、子どもの身に起こった被害事実について、直接子ども本人から詳細に聴取する面接。面接の目的は、法的には親権に対して子どもに必要な安全確保のための要件、分離保護の必要性等の根拠となる被害の疑い内容を確認することである。面接は法的な客観性を確保するための forensic interview の基本ルールに基づいて行う基本的に 1 回きりの面接。面接者は子どもに初対面で、この面接のみを担当して以後子どもの援助には関わらない。また面接者は加害者の性別を避ける。子どもの初対面の人物 1 名で行う。記録の客観性確保のため、ビデオ記録が撮れない場合には最低限テープ録音される。ワンウェイ・ミラー越しや映像転送によるチームバックアップ体制をとらない場合には、被害調査面接と同様、2 名体制（1 名が面接者、1 名が記録立会者）で実施する。面接記録は直ちに文書化され、法的な手続きにおいては根拠資料として提供される。

刑事・司法分野

③ 司法面接（forensic interview）あるいは司法的被害聴取面接（forensic interview）

警察・検察が子どもの犯罪被害全般において、被害事実について直接子どもに行う事情聴取面接は、2009 年 12 月の時点では特に区分した手法としては認知されていない。従ってこれは児童福祉分野からの区分として本ガイドラインが独自に提案するものである。

刑事捜査上の犯罪被害の確認、加害者・加害行為の特定、事件立件のために警察・検察が主導して行われる刑事捜査上の子どもの性暴力被害を確認する事情聴取面接を司法面接、あるいは司法的被害聴取面接ととりあえず呼んでおきたい。事件の起訴については検察が決定するので、全事例が起訴に結びつくわけではないが、調査内容は、児童福祉における子どもの被害の確認にとどまらず、刑事捜査における加害容疑者の特定、犯罪事実・罪状の成立要件の確認、加害容疑者の追及・尋問における供述内容との照合・裏付け、具体的な加害事実についての現場検証や実況見分の裏付けとしてそれらの要件に足りる情報の確認・特定を目指す。

刑事訴訟法における「疑わしきは罰せず」の原則において、加害者による加害行為を立件し、処罰を求める作業のために行われる調査として、現在の刑事法下では 1 回だけの事情聴取では済まないとみられる。全体として親権に対する対応根拠として被害の確認を行なう児童福祉上の被害確認面接と、刑事捜査上の司法面接は forensic interview に基づく手法・原則としては共通性を持つが、刑事司法上の対応根拠を求めるための調査は福祉領域にくらべてしばしば、より詳細な事実確認を要するだろう。

医療分野（刑事　福祉両方に関係）

④ 医療診察における問診

性暴力被害に限らず、刑事捜査上、あるいは事件立件のための医学診察は、法医学教室や監察医による司法鑑定、産科・婦人科医師による強姦被害者支援としての診察があるが、子どもの性暴力被害に

ついての法的な立証性を担保した医学診察手法は日本では未確立である。欧米では主に小児科医師が身体的虐待から性的虐待までの身体診察を担当し、その専門性が確立しているが、日本では確立していないばかりか、法的な対応については刑事司法における対応でない限り、関わりを忌避する傾向すら一部に認められる。ただし、現在、児童福祉、刑事司法両分野において、子どもの性暴力被害に関する法的な立証可能性を前提要件とした医学診察手法の確立は急務である。この診察における子どもへの問診は、基本的に forensic interview の原則を踏まえたものでなければならない。

⑤ forensic interview

欧米の対応システムにおける forensic interview そのものを指す場合、および将来にそれと同質の面接の体制が組まれた場合には、その総称は forensic interview であるべきだろう。さらに細分化するなら、その過程について、被害確認から司法的被害聴取までの区分が生じる場合もあると確認しておくことも必要かもしれない。

当面の見通しとしては、児童福祉分野における児童虐待対応を軸とした被害調査と被害確認作業、刑事・司法分野における犯罪捜査の手法としてとしての司法面接か司法的被害確認面接、医療分野における被害診察に伴う問診としての面接の3領域、3種の面接手法の専門性と基盤整備が各分野における課題である。それぞれには、単なる孤立した面接技術の確立だけではなく、基本的視点や対応手順、今後の制度整備における協働体制や法制度そのものの改正までを視野に入れた検討が必要である。またその対応領域も単純ではない。

もう少し先の段階では、各分野の専門性、制度整備が進めば、それらの統合としての制度整備、欧米式の forensic interview の検討も視野に入るかもしれないが、そこまでの道のりには様々なハードルがあると共にその方向性が日本における対応として適合するかどうかも検討が必要である。

上記の内容を大まかに図示すると以下のようになる。

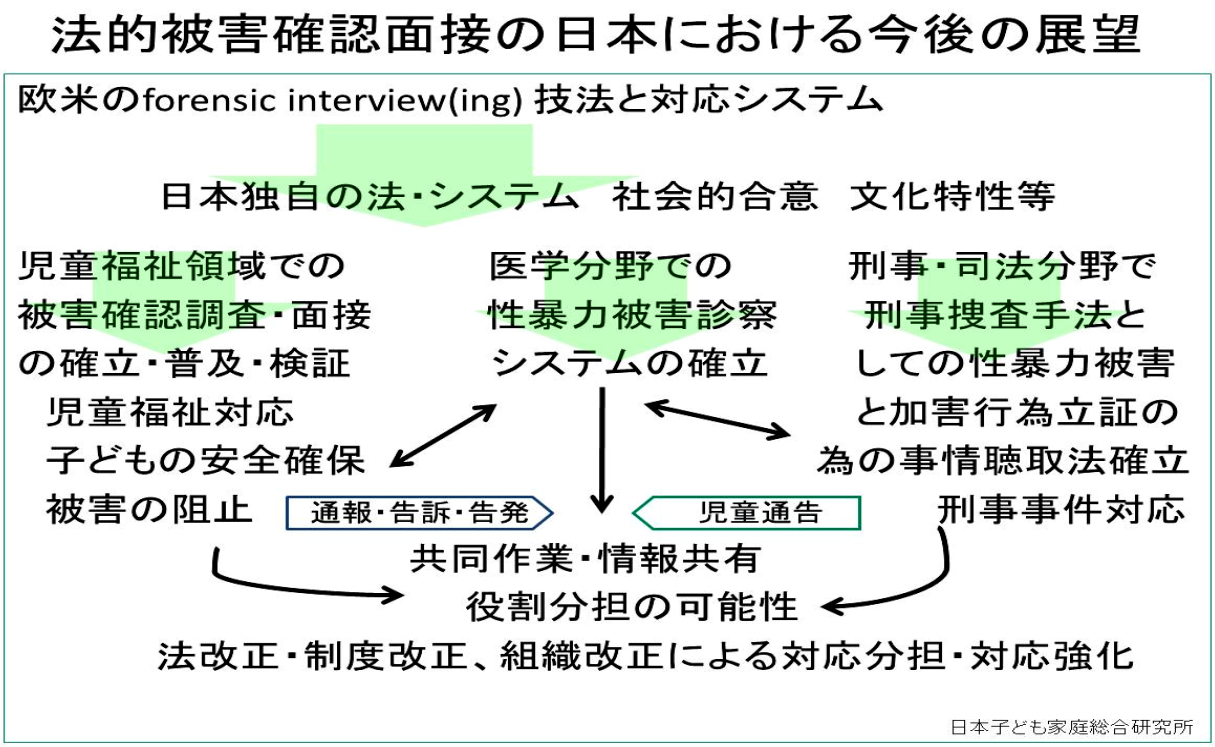


上記の図に対して、さらに将来への展望をより具体的に描いたものが以下の図になる。

## 子どもの性的虐待・家庭内性暴力被害初期対応の将来

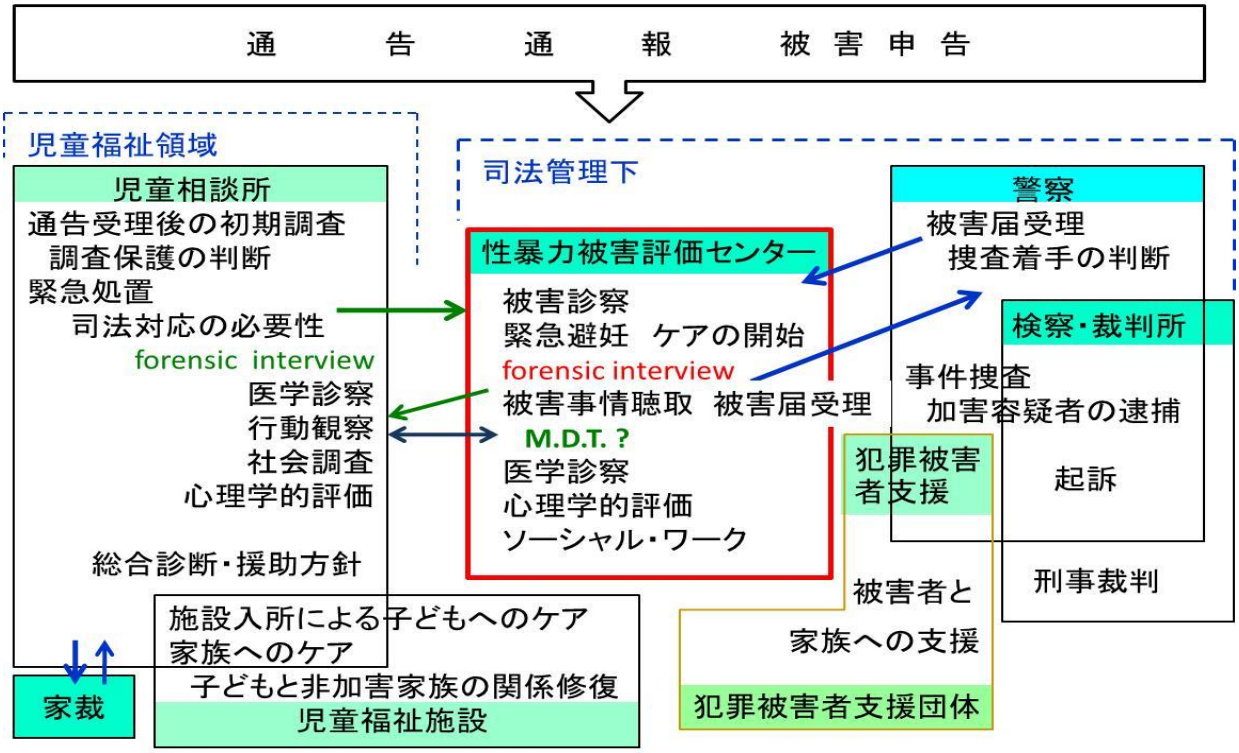


この図では将来の子どもへの性暴力問題についての司法の積極的関与が想定されている。

① 子どもの性暴力被害は第一に司法管理下にある評価センターで子どもの保護と調査、面接、診察が実施され、必要な対応とケアが開始される体制が必要である。評価センターは基本的に刑事捜査状の証拠保全の機能も持った機関であり、広域な地域の拠点機能も持っていることが望まれる。

② 児童相談所は児童福祉法上の子どもの保護と調査を担当する。事案は司法管理下での性暴力被害評価センターから通告されるか、通告による児童福祉対応が先行して子どもを保護してから評価センターに送るかのいずれか、および、司法管理下の評価センターにまで届かない要件がある事案では、自らも児童福祉法上の対応判断としての被害調査（forensic interview も実施する）と子どもの緊急保護は担当する。

③ 事案は評価センターから刑事事件と犯罪被害者支援、児童福祉上の保護とケアの双方、二つの対応へと移っていく。本来の英米のシステムではこのそれぞれに裁判所の管轄がつくのだが、日本の体制では当分そうした制度化は難しいとみられ、家裁は児童相談所とのやりとり、検察・裁判所は刑事捜査に連動して対応するに留まるとみられる。

現在、この性暴力被害評価センターに最も近い活動として、大阪府松原市の阪南中央病院内に設けられた 24 時間体制の「性暴力救援センター・大阪（SACHICO）」、愛知県一宮市の大雄会第一病院内に設けられた「ハートフルステーション愛知（こちらは 9:00～20:00）」がある。その他、各地の警察と連動した強姦被害者の診察医の体制整備も進んでいる。こうした場所を拠点とした性暴力被害評価センターが子どもの性暴力被害を扱える体制整備を進めることが、児童福祉における対応を進めることと並行して必要である。

# 24時間体制の性暴力救援センター

**SACHICO** 性暴力救援センター・大阪

ホットラインおよびSACHICOは 2010年4月1日阪南中央病院内にて OPEN しました。
ホットライン 072－330－0799

| | |
|---|---|
| Sexual | 性 |
| Assault | 暴力 |
| Crisis | 危機 |
| Healing | 治療的 |
| Intervention | 介入 |
| Center | センター |
| Osaka | 大阪 |

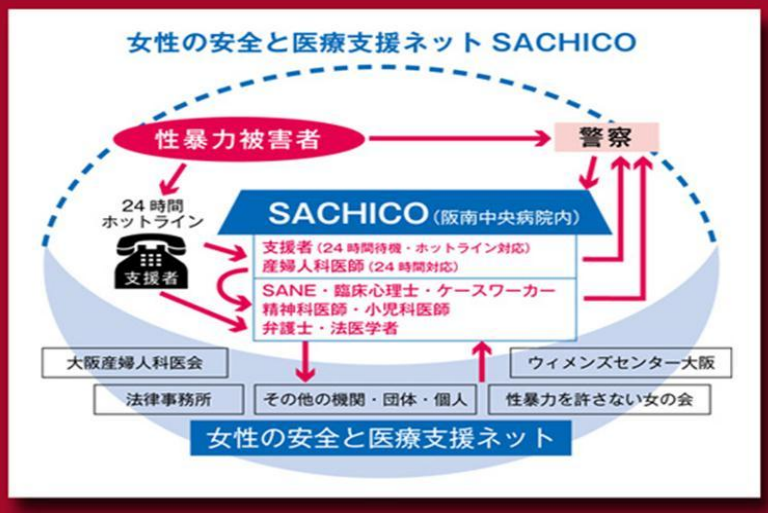


# 性暴力被害者のためのワンストップセンター

## ハートフルステーション・あいち

警察庁、愛知県警が病院内に開設（2010年度被害者支援推進計画の一環）

被害者は医療診察と医療処置と同時に常駐する犯罪被害者支援組織の女性支援員と県警の女性警察官の支援をその場で受けることができる。警察への通報を希望すればその場で捜査員が出向いて被害届の受理が行われる。

- 性犯罪の被害者が、治療や検査、警察や弁護士への連絡を1カ所でできる拠点「ワンストップセンター」を警察庁と愛知県警が22年7月26日、愛知県一宮市の大雄会第一病院に開設する。被害者が関係機関を行き来する負担を軽くして、潜在化を防ごうという国のモデル事業で、韓国の先例を参考にした。
- 拠点の名は「ハートフルステーション・あいち」。**犯罪被害者支援組織「被害者サポートセンターあいち」の女性支援員と愛知県警の女性警察官が日曜を除く午前9時～午後8時に常駐して、電話相談も受ける。被害者が希望すれば医師に連絡し、付き添う。通報を希望する場合は、捜査員が駆けつける。弁護士や臨床心理士も紹介できる。男性の被害者も拒まないという。**

参考資料

# 児童相談所の性的虐待事例での初期対応の流れ模式図

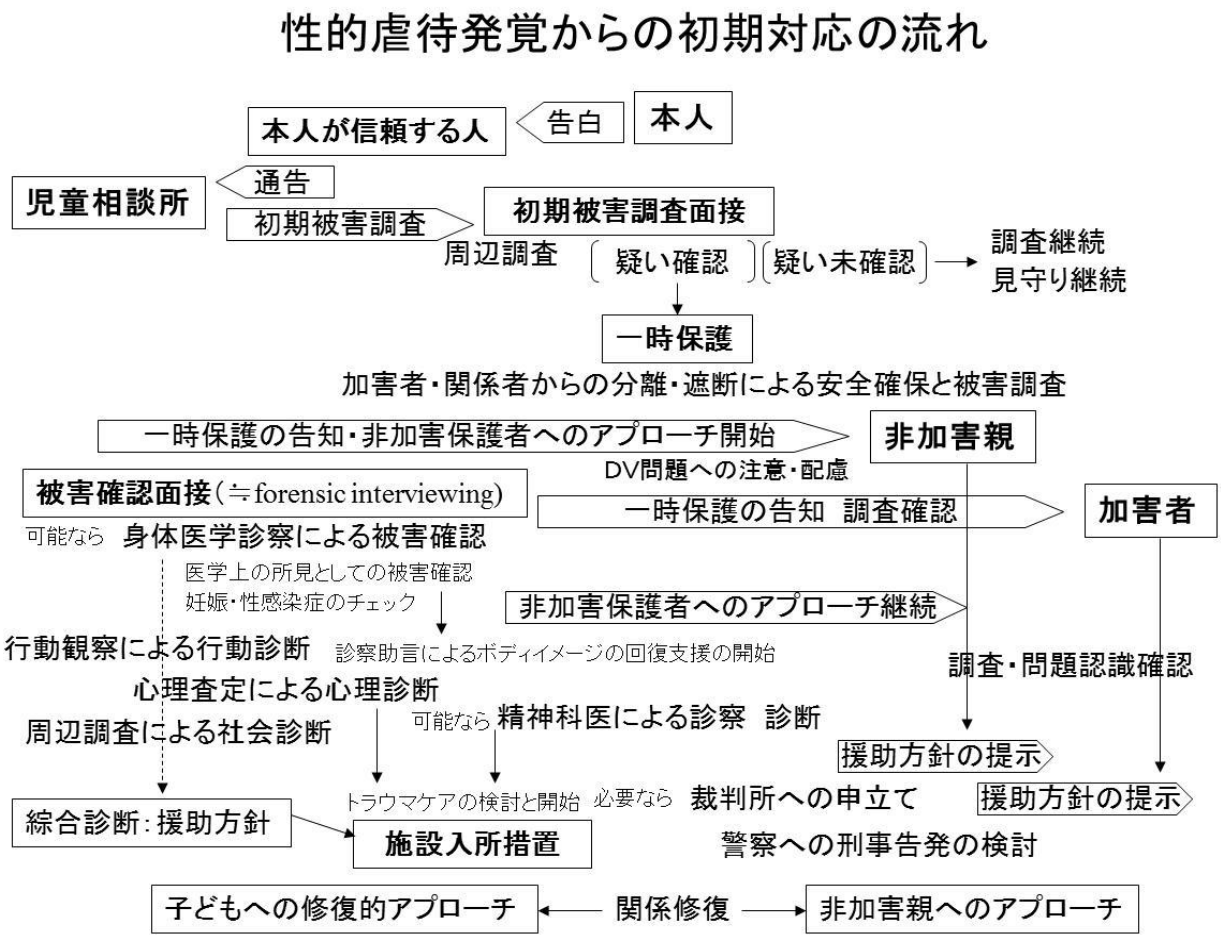


この図は性的虐待相談のガイドライン研修のために作成された。

大規模所で性的虐待相談が年間数十件寄せられるような状況の中での体制であり、全国標準とはならないが、具体的な流れについては参考とされたい。